

## 【1-1 東かがわ市防災会議条例】

平成15年4月1日東かがわ市条例第38号

改正

平成17年6月8日条例第30号

平成17年9月8日条例第34号

平成24年3月12日条例第5号

### 東かがわ市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東かがわ市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東かがわ市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 東かがわ市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 議会を代表する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 大川広域消防本部消防長
- (7) 消防団長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が任命する者

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事

項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月8日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月8日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-2 東かがわ市防災会議運営要綱】

平成15年4月1日東かがわ市告示第25号

改正

平成29年3月31日告示第40号

### 東かがわ市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市防災会議条例（平成15年東かがわ市条例第38号）第5条の規定に基づき、東かがわ市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その代理を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、防災会議に代って処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(処務)

第5条 防災会議の処務は、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第40号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 【1-3 東かがわ市災害対策本部条例】

平成15年4月1日東かがわ市条例第39号

改正

平成24年9月10日条例第18号

東かがわ市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東かがわ市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月10日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-4 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱】

平成16年2月26日告示第4号

改正

平成17年10月1日告示第79号  
平成23年6月22日告示第50号  
平成29年3月17日告示第19号  
令和3年3月30日告示第49号

### 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が行う防災倉庫（以下「倉庫」という。）の設置に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、倉庫の整備を促進し、もって地域住民の防災力及び防災意識の向上を図るため、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、防災倉庫設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織をいう。

(2) 防災倉庫 自主防災組織が設置する防災資器材を収納するための倉庫をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる経費については、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 倉庫敷地の購入、造成及び借入れ等に要する経費

(2) 既存の建物を解体し、又は移転して倉庫を建築しようとする場合の当該建築物の解体又は移転に要する費用

(3) 倉庫以外の附属物等の建設に要する費用

2 前項に定めるもののほか、倉庫の設置に要する費用の総額（以下「補助対象額」という。）が10万円に満たない場合及び補助金とは別に他の公的補助制度による補助金の交付を受けられる場合は、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象額の4分の3以内の額で、75万円を限度とする。

(書類の様式)

第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

(1) 防災倉庫設置事業費補助金交付申請書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

(3) 防災倉庫設置事業費補助金交付決定（変更交付決定）通知書 様式第3号

(4) 補助事業等（着手・完了）届 様式第4号

(5) 補助事業等変更申請書 様式第5号

(6) 補助事業等実績報告書 様式第6号

(7) 収支決算書 様式第7号

(8) 防災倉庫設置事業費補助金交付確定通知書 様式第8号

(9) 防災倉庫設置事業費補助金交付請求書 様式第9号

(10) 防災倉庫設置事業費補助金概算交付請求書 様式第10号

(11) 補助事業等による取得等に係る財産処分承認申請書 様式第11号

(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 設計書又はカタログ
- (2) 見積書
- (3) 倉庫収納品一覧
- (4) 同意、承諾、認可及び許可を要するものについては、これを証する書類  
(倉庫の表示)

第7条 倉庫には、防災倉庫であることの表示を行うものとする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 完成写真(表示の確認ができるものを含む。)
- (2) 契約書又は請書の写し

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日告示第79号)

この告示は、平成17年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月22日告示第50号)

この告示は、平成23年6月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月17日告示第19号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式(略)

## 【1-5 東かがわ市地域防災無線管理規程】

平成15年4月1日訓令第14号

改正

平成29年3月31日訓令第4号

東かがわ市地域防災無線管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東かがわ市が整備する地域防災無線に関し必要な事項を定め、その適切な管理及び運営を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 統制局 通信統制を行う統制台、PBX等の地上回線と移動無線回線との接続を行う局をいう。
- (3) 基地局 有線回線又はリンク無線回線等のエントランス回線を用いて回線制御装置と接続し、統制局とは別の局舎に設置され、基地局用無線装置と制御装置を設備し、自ゾーン内では移動局との無線通信及び移動局間の無線中継を行う局をいう。
- (4) 移動局 車載型、携帯型及び半固定型で主に陸上を移動して通信を行う局をいう。
- (5) 無線系 無線局(附帯設備を含む。)の通信システムをいう。

(総括責任者)

第3条 無線系に総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括責任者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 各無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、その無線局の管理運用業務を所掌するとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局及び基地局 総務部危機管理課長
- (2) 移動局 移動局設置施設又は設置車両の管理者

(通信取扱責任者)

第5条 各無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局を管理運用する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から原則として無線従事者の資格を有する者を指定し、これに充てる。
- 4 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき又は解任したときは、総括責任者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第6条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下、電波法(昭和25年法律第131号)等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者の配置及び養成)

第7条 総括責任者は、無線局の無線設備の操作に支障のないよう無線従事者の適正配置に努めるものとする。

- 2 総括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意しなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第9条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常時通信を優先とする。

(通信の統制)

第10条 総括責任者は、通信の円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、通信の統制を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(書類等の備付け)

第12条 総括責任者は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2章第7節に定める次に掲げる書類等を管理保存しなければならない。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る書類の写し
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線検査簿
- (7) 無線従事者選任、解任届の写し

(無線設備の保全)

第13条 総括責任者は、無線設備の保全のため定期的に無線設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

- (1) 定期通信訓練
- (2) 防災訓練に併せた通信訓練

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 【1-6 東かがわ市自主防災組織育成要綱】

平成15年8月1日告示第114-1号

改正

令和2年4月1日告示第50-6号

令和3年3月30日告示第49号

### 東かがわ市自主防災組織育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地域防災力の向上を図るため、自主防災組織を育成し、その活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため自治会又は地縁による地域住民が組織した団体をいう。

(結成届)

第3条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 役員名簿(様式第2号)
- (2) 組織図(様式第3号)
- (3) 規約

2 役員の変更があったときは、その都度役員名簿(様式第2号)を提出するものとする。

(資機材交付)

第4条 市長は、前条の規定に基づく自主防災組織に対し、次表に定める基準の範囲内により自主防災組織活動資機材(以下「資機材」という。)を交付することができる。

世帯数の区分	資機材の種類及び数量
20世帯まで	消火器 1本 消火器格納箱 1箱
20世帯を超える毎に	消火器 1本追加 消火器格納箱 1箱追加

(交付申請)

第5条 自主防災組織の代表者は助成金の交付を受けようとするときは、東かがわ市自主防災組織活動助成金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは助成金を交付する。

2 助成金の額は1世帯当たり500円とする。

(報告)

第7条 助成金の交付を受けた自主防災組織(以下「交付自主防災組織」という。)は、当該年度の決算状況を明らかにした書類を翌年度の市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長が必要と認めたときは、前項の書類に領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、特に必要と認めたときは、職員に交付自主防災組織の活動内容等を実地に調査させることができる。この場合において、交付自主防災組織は当該職員の調査を拒んではならない。

(訓練)

第9条 自主防災組織は年間1回以上、各組織において防災に関する訓練、講習会等を実施するものとする。

(交付自主防災組織に対する指導)

第10条 市長は、交付自主防災組織に対して、防災訓練等の指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第50—6号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 (略)

## 【1-7 東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱】

令和2年6月1日告示第68号

改正

令和3年3月30日告示第49号

令和5年6月21日告示第74号

### 東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、自主防災組織又はその連合体（以下「自主防災組織等」という。）が実施する地域防災組織育成事業における自主防災組織育成助成事業とする。

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、実施要綱に規定する経費とする。

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、自治総合センター理事長が助成を決定した補助対象事業を実施する自主防災組織等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、自治総合センター理事長が決定する額の範囲内で、かつ、本市の予算の範囲内の額とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付申請書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）にその他必要な資料を添えて、市長が定める期限までに提出するものとする。

2 前項の期限を過ぎて行われた申請は、受け付けないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金額及び交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容を補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金変更申請書（様式第4号）及び変更収支予算書（様式第5号）にその他必要な書類を添えて提出し、あらかじめその承認を受けるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助

金実績報告書（様式第6号）、収支決算書（様式第7号）及び自治総合センターが別に指示する書類にその他必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により申請者へ通知する。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条に規定する補助金の交付の決定を通知した後において補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金概算交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた申請者は、補助金の精算をしなければならない。この場合において、当該概算交付の金額が前条の規定により確定された補助金の額を超えることとなったときは、その超えることとなった金額を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第49号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月21日告示第74号）

この告示は、令和5年6月30日から施行する。

様式（略）

## 【1-8 東かがわ市防災士育成講座受講補助金交付要綱】

令和5年5月12日告示第68号

### 東かがわ市防災士育成講座受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を育成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に当たり、必要な研修に要した経費の一部を補助する東かがわ市防災士育成講座受講補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）から防災士として認証されている者をいう。

(交付の対象及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国立大学法人香川大学が実施する防災士養成講座短期コース（以下「養成講座」という。）を受講し、防災士資格を取得しようとする者
- (2) 地域の防災リーダーとして、市内の自主防災組織、自治会等（以下「自主防災組織等」という。）に属し、自主防災組織等の会長から推薦された者
- (3) 防災士の資格取得後、自主防災組織等で活動する意思のある者
- (4) 防災士の資格を取得した旨の情報を市長が自主防災組織等に提供することに同意する者
- (5) 過去に補助金の交付を受けていない者
- (6) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定がない者
- (7) 別紙に掲げる市税等に滞納がない者

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 養成講座の受講料及び教材費
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士機構に対して行う防災士認証登録申請に係る申請料

3 補助金の額は、前項に規定する経費の総額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の限度額は、10,000円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士育成講座受講補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定し、防災士育成講座受講補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、防災士資格の取得をすることができなくなったときは、防災士育成講座受講補助金交付取消申請書（様式第4号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、防災士資格を取得したときは、取得した日の属する年度の3月31日までに、防災士育成講座受講補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 養成講座の修了証の写し
- (2) 第3条に規定する補助金の交付の対象となる経費の支払いが確認できる書類
- (3) 防災士認証状の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、防災士育成講座受講補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、防災士育成講座受講補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月12日から施行する。

別表(第3条関係)

市税等	
1	東かがわ市税条例(平成15年東かがわ市条例第53号)に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例(平成15年東かがわ市条例第55号)に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例(平成15年東かがわ市条例第99号)に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例(平成20年東かがわ市条例第2号)に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例(平成15年東かがわ市条例第150号)に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則(平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号)に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例(平成18年東かがわ市条例第22号)に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例(平成26年東かがわ市条例第33号)に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年東かがわ市条例第64号)に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例(平成15年東かがわ市条例第129号)に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例(平成15年東かがわ市条例第140号)に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例(平成15年東かがわ市条例第141号)に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例(平成29年東かがわ市条例第36号)に規定

する分担金

- 14 東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
- 15 東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
- 16 東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
- 17 住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金

様式（略）

## 【1-9 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱】

平成23年3月31日告示第27号

改正

平成23年6月30日告示第52号  
平成25年3月27日告示第22号  
平成26年3月28日告示第32号  
平成27年2月9日告示第11号  
平成28年3月31日告示第43号の2  
平成30年3月30日告示第42号  
平成30年7月17日告示第70号  
平成31年4月26日告示第48号  
令和3年3月24日告示第38号  
令和4年3月29日告示第39号  
令和5年3月16日告示第20号

### 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建てのものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定による特別な認定を得た工法によるものは除く。
- (2) 耐震対策 住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
- (3) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
  - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの
  - ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (4) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、住宅の地震に対する安全性の向上を目的として県内に営業所を設けている事業者が施工する住宅の補強又は改修の工事であって、次のいずれかの方法により行うものをいう。

ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第二に示すもの

ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

(5) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

(6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で市長が認めるものを設置する工事をいう。

(7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(2) 市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されること。

(3) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。

(4) 補助金の交付の申請の時点において、法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、法の規定に基づく重大な違反がないこと。

(5) この要綱に基づき耐震診断又は耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までの要件を満たさない場合であっても、市長が特に認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を受けた者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその同一世帯に属する者並びに住宅の所有者（以下「所有者」という。）及びその同一世帯に属する者が別表第3に掲げる市税等を滞納していないこと。

2 市長は、申請手続を行う際の申請者の負担を軽減するため、当該申請者及び所有者の承諾を得て、関係機関から当該申請者の世帯及び所有者の世帯に係る前項第2号の市税等の滞納の状況に関する情報の提供を受けることができる。

（補助の対象経費、補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 確定申告の際、交付申請額に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合は、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費とする。

- 3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額とし、予算の範囲内で交付する。
    - (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額
    - (2) 耐震改修工事 補助対象経費と120万円を比較して、いずれか少ない額
    - (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額
    - (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額
  - 4 前項第2号から第4号までの補助対象経費には、耐震改修工事等に係る実施設計及び工事監理に要する費用を含むものとする。
  - 5 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請)
- 第6条 申請者は、別表第2に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者により補助金の交付を申請することができる。
  - 3 申請者は、補助金の受領を耐震診断や耐震改修工事等を行った事業者(以下「耐震事業者」という。)に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の補助金交付申請書に、事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第8号、第12条第3項において「代理受領委任状」という。)を添付しなければならない。  
(補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付して申請者に通知するものとする。  
(事業の変更及び中止)
- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた耐震対策(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合には、補助金交付変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 補助事業を中止する場合には、あらかじめ補助金交付中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。  
(交付申請の取下げ)
- 第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、交付決定通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げの申出があった場合は、当該申請に係る交付決定はがなかったものとみなす。  
(期日までに完了しない場合等の報告)
- 第10条 申請者は、補助事業が交付決定による通知に付された期日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。  
(完了実績報告)
- 第11条 申請者は、補助事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、別表第2に掲げる書類を添えて完了実績

報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、当該報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その受領を耐震事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に確定通知を受けた補助金の代理請求及び代理受領委任状を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定による額の確定の通知後、同条第2項の規定による請求があった場合に、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

（2）不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、耐震改修工事に係る実施設計への着手については、この限りでない。

（5）この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

（6）補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（7）補助事業の遂行ができないとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第16条 申請者は、補助事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（報告及び立入検査等）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問をさせることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日告示第52号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第22号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

- 附 則（平成26年3月28日告示第32号）  
この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年2月9日告示第11号）  
この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月31日告示第43号の2）  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月30日告示第42号）  
この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年7月17日告示第70号）  
この告示は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則（平成31年4月26日告示第48号）  
この告示は、平成31年4月26日から施行する。
- 附 則（令和3年3月24日告示第38号）  
この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則（令和4年3月29日告示第39号）  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則（令和5年3月16日告示第20号）  
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- |   |
|---|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他市長が認める講習</p> |
|---|

別表第2（第6条及び第11条関係）

関係条項	添付書類
第6条	<p>（耐震診断）</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し</p> <p>（1）住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>（2）住宅の登記事項証明書</p> <p>（3）住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>（4）その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 既存住宅に係る設計図書</p> <p>（1）付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>（2）配置図、各階平面図（既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況がわかる写真に替えることができる。）</p> <p>5 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>（耐震改修工事等）</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、下記1、2、3、4、5(1)は省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し</p> <p>（1）住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</li> <li>(4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類</li> <li>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</li> <li>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</li> <li>4 耐震診断報告書（様式第6号）</li> <li>5 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</li> <li>(2) 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表1に掲げる事項及び耐震改修工事等を行う部分を明示したもの）</li> <li>(3) 立面図又は断面図（高さがわかるもの）</li> <li>(4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）</li> <li>(5) 基本方針別添第二に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</li> <li>(6) その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書</li> </ul> </li> <li>6 耐震改修工事等に係る見積書の写し</li> <li>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）</li> </ul>
第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(耐震診断)</li> <li>1 耐震診断報告書（様式第6号）</li> <li>2 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項）</li> <li>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</li> <li>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は、耐震診断に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書の写し）</li> <li>5 調査等の状況写真（2～3枚程度）</li> <li>(耐震改修工事等)</li> <li>1 耐震改修工事等結果報告書（耐震改修工事、簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が作成、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成）（様式第7号）</li> <li>2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し</li> <li>3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書の写し）</li> <li>4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</li> <li>5 交付申請時と改修場所や工法を変更した場合は、それらが分かる平面図等</li> <li>6 建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る。）</li> </ul>

別表第3（第4条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例（平成26年東かがわ市条例第33号）に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する分担金
14	東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
15	東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
16	東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
17	住宅新築資金等貸付に係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金

様式（略）

## 【1-10

### 東かがわ市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱】

平成29年4月1日告示第56号の5

#### 東かがわ市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急輸送道路の沿道建築物等の所有者等が耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替えを実施する場合に、予算の範囲内において東かがわ市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震対策支援事業 緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震診断、補強設計に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震診断費等補助事業」という。）及び緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震改修、建替えに要する費用の補助に関する事業（以下「耐震改修費等補助事業」という。）をいう。
- (2) 緊急輸送道路 香川県地域防災計画で緊急輸送道路として指定された道路をいう。
- (3) 建築物等 共同住宅及び建築物をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に示す方法により（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「耐震診断技術者」という。））が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。
- (5) 補強設計 耐震診断に基づき設計者（耐震診断技術者と同等以上の者とする。）が設計する建築物等の補強工事の設計（建替えを行う場合の建築設計を含む。）をいう。
- (6) 耐震改修 基本方針の別添第2「建築物の耐震改修の指針」に示す方法により行う地震に対する建築物等の安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
- (7) 建替え 現に存する建築物等を除却し、当該建築物等の敷地に同じ用途でかつ、原則として同じ規模以上の建築物等を新たに建築することをいう。
- (8) 住宅 共同住宅及び併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。
- (9) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
- (10) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (11) 施行者 第6条第1項の承認を受けて耐震対策支援事業を行うものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修又は建替えに関する事業とする。

(事業要件)

第4条 補助対象事業において対象となる建築物等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路の沿道建築物等（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）であること。
- (2) 建築物及びマンションについては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年

- 法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号の政令に定める建築物(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)であること。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定等を受けた工法によるものは除くものとする。
- (3) マンション以外の共同住宅については、いずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、全面の緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えるものであること。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定等を受けた工法によるものは除くものとする。
- (4) 原則として建築基準法の規定に適合している建築物等であること。
- 2 補助対象事業において、補強設計、耐震改修又は建替えの対象となる建築物等は、前項に掲げる要件のほか、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。
- (1) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険であると認められること。
- (2) 建築物及びマンションについては、耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので建築基準法に基づく耐震改修にかかる命令を受けていないこと。
- (3) マンション以外の共同住宅については、耐震改修促進法に基づく指導又は特定行政庁による任意の勧告を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。
- (4) 基本方針の別添第1「建築物の耐震診断の指針」又は国がこれと同等と認めた耐震診断の方法により、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (5) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の認定等を受けて地震に対する安全性の向上を目的として行う事業の対象となる建築物等であること。
- (補助対象事業費及び補助金の額)
- 第5条 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (事業計画書の提出)
- 第6条 耐震対策支援事業を行おうとする者は、あらかじめ、事業計画書(様式第1号又は様式第2号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の事業計画書の提出をする者が当該沿道建築物の所有権を有する者でない場合は、事業計画書に、当該事業の実施に関し当該所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 市長は、事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、事業計画承認通知書(様式第3号)により第1項の事業計画書を提出した者に通知するものとする。
- (補助金の交付申請)
- 第7条 施行者は、補助金の交付を受けて耐震診断又は補強設計を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画書の承認後、耐震診断等の実施に関する契約を耐震診断者等と締結する前に、補助金交付申請書(様式第4号)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 施行者は、補助金の交付を受けて耐震改修又は建替えにかかる工事を実施しようとするときは、前条第3項の承認後、実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書(様式第5号)に別表第3に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、複数年度に渡って事業を行う場合は、当該年度に係る部分(当該年度出来高分)について提出するものとする。
- (補助金の交付決定)
- 第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により施工者

に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする施行者が自己に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期減の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納税の延長があった場合は、これらにかかる期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していない場合は、これを交付しない。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合においては、必要な条件を付することができる。（着手届）

第9条 施行者は、耐震対策支援事業に着手したときは、着手の日から10日以内に着手届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 施行者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査の実施等）

第11条 市長は、耐震改修費等補助事業において必要があると認める場合は、工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、施行者は、耐震改修又は建替えに係る工事が当該指定にかかる工程に達した時は、中間検査申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査申請書の提出があったときは、耐震改修又は建替えに係る工事が適正に行われているかどうかについて、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、中間検査を行った結果、耐震改修又は建替えに係る工事が適正に行われていないと認める場合には、施行者に対し必要な指示を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による中間検査を行うほか、耐震改修費等補助事業において必要があると認める場合は、施行者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又は職員に建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査させることができる。

（補助金の経理）

第12条 施行者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、耐震改修費等補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（耐震対策支援事業の内容の変更）

第13条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）耐震対策支援事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更を生ずるとき、補助金交付変更申請書（様式第9号）

（2）耐震対策支援事業の内容の変更で次のいずれかに該当するものをしようとするとき、事業内容変更承認申請書（様式第10号）

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造等の変更

イ 事業工程の大幅な変更

ウ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定める変更

2 市長は、前項の補助金交付変更申請書又は事業内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該承認をすべきものと決定したときは、補助金交付変更決定通知書（第11号様式）又は事業内容変更承認通知書（様式第12号）により施行者に通知するものとする。

（耐震対策支援事業の中止又は廃止）

第14条 施行者は、耐震対策支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（耐震対策支援事業の完了期日の変更）

第15条 施行者は、耐震対策支援事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しな

いとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第14号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（耐震対策支援事業の遂行に当たっての基準）

第16条 施行者は、法の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従って、耐震対策支援事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第17条 市長は、施工者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って耐震対策支援事業を遂行していないと認めるときは、施行者にこれらに従って耐震対策支援事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第18条 施行者は、耐震対策支援事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第15号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業が翌年度にわたる場合は、2月末日までに年度終了実績報告書（様式第16号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第19条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第17号）により施行者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第20条 施行者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第18号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（是正のための措置）

第21条 市長は、第18条の完了実績報告書の提出があった場合において、当該耐震対策支援事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施行者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第22条 市長は、施工者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。

（4） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、速やかにその旨及びその理由を施行者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第23条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（第19号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合において、国及び県の補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに補助金を国及び県に返還するための措置を講ずるものとする。

（指導及び監督）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、施行者、耐震診断者又は設計者、耐震改修等に係る工事の施工者等（次項において「施行者等」という。）に対し、いつでも耐震対策支援事業の計画または施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、施行者等に対し耐震対策支援事業の適正な執行を確保するため、いつでも必要な

措置を講ずるよう命じ、又は必要な助言又は勧告をすることができる。この場合において、施行者等は異議なくこれに従わなければならない。

(適用除外)

第25条 この要綱の規定は、国又は公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他これらに類する法人として市長が定める法人の所有する建築物については適用しない。

(委任)

第26条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業費、補助金の額、補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物等	共同住宅		建築物 (住宅以外)
	マンション 3階かつ延べ1,000㎡以上		
耐震診断	補助率	2 / 3	
	補助対象事業費	①㎡当たり単価限度額 1,000㎡以内の部分3,600円/㎡ 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分1,540円/㎡ 2,000㎡超の部分1,030円/㎡ ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,540,000円を限度として加算することができる。	
	②敷地又は棟当たり限度額	600万円/棟	
	補助金限度額	400万円/棟	
耐震補強設計	補助率	2 / 3	
	補助対象事業費	①㎡当たり単価限度額 次の(a)と(b)を比較して、いずれか少ない額 (a) 耐震診断で定める補助対象事業費 (b) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に基づく建築設計費(建替えを行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費として算出)の限度額	
	②棟当たり限度額	600万円/棟	
	補助金限度額	400万円/棟	
耐震改修工事	補助率	2 / 3	
	補助対象事業費	①㎡当たり単価限度額 33,500円/㎡	49,300円/㎡ 50,300円/㎡ (免震工法等特殊な工法 82,300円/㎡)
	②敷地又は棟当たり限度額	9,000万円/棟	
	補助金限度額	6,000万円/棟	
建替え	補助率	2 / 3	

工事	補助対象事業費	①㎡当たり単価限度額	33,500円/㎡	49,300円/㎡ (免震工法等特殊な工法)	50,300円/㎡ 82,300円/㎡
		②棟当たり限度額	9,000万円/棟		
	補助金限度額		6,000万円/棟		

別表第2 (第6条関係)  
事業計画書 添付書類

補助対象事業	添付図書
耐震診断	耐震診断計画書(下記の事項のほか必要な事項を明記したもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断実施者(資格等、勤務先等、連絡先等)</li> <li>・ 診断工程表(現地調査～)</li> <li>・ 耐震診断の基準とする診断基準等(計算プログラム名等、その評価書等)</li> </ul>
補強設計	1 耐震診断結果報告書(下記の事項のほか必要な事項を明記したもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断実施者(資格等、勤務先等、連絡先等)</li> <li>・ 耐震診断結果の概要(診断総括表、構造体の診断結果表)</li> <li>・ 耐震診断の基準とした診断基準等(計算プログラム名等、その評価書等)</li> </ul> 2 補強設計計画書又は建替え設計計画書(下記の事項のほか必要な事項を明記したもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計実施者(資格等、勤務先等、連絡先等)</li> <li>・ 設計工程表</li> <li>・ 設計の基準とする設計基準等(計算プログラム名等、その評価書等)</li> </ul>
耐震改修	1 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 2 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し 3 耐震改修促進法第8条第3項の規定による建築物等の耐震改修の認定等の写し 4 補強設計結果報告書(下記の事項のほか必要な事項を明記したもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計実施者(資格等、勤務先等、連絡先等・耐震性能判定表(補強前及び補強後))</li> </ul> 5 工事における設計図書等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工者(資格等、勤務先等、連絡先等)</li> <li>・ 工事工程表</li> <li>・ 補強箇所が判る図面等</li> </ul>
建替え	1 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 2 管理組合等の規約及び建替えを行う旨が記載された書面(申請者が分譲マンション管理組合等の場合) 3 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し 4 建築確認済証の写し

	<p>5 建替え設計結果報告書（下記の事項のほか必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等）</li> <li>・ 建替え計画概要（建替えとする理由、構造、規模、用途等）</li> <li>※ 既存及び建替えに係るものについて明記すること</li> <li>・ 耐震性能判定表（補強前）</li> <li>・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表）（補強前）</li> </ul> <p>6 工事に関する設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等）</li> <li>・ 工事工程表</li> <li>・ 現況の配置図、平面図等及び建替え後の配置図、平面図等</li> </ul>
共通	<p>1 建築基準法第3条第2項に該当する旨を証する書類及び建築基準法の違反がないことを証明する書類等（建築確認済証の写し、完了済証の写し、昭和56年5月31日以前に建築着工されたことが証明できる書類その他）</p> <p>2 付近見取図、配置図、平面図、求積図、建築物等の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員がわかる図面（立面図等）及び現況写真</p> <p>3 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（所有状況に応じ下記の書類等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）</li> <li>・ 管理組合等の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合等の場合）</li> <li>・ 法人全部事項証明書（法人の場合）</li> </ul> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	添付図書
耐震診断	耐震診断に要する額の根拠となる書類（見積書の写し等）
補強設計	<p>1 補強設計又は建替え設計に要する額の根拠となる書類（見積書の写し等）</p> <p>2 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号）第2-1-1ハに基づく建築設計費を算出するための根拠資料</p>
耐震改修	<p>1 耐震改修に要する額の根拠となる書類（見積書の写し等）</p> <p>※ 複数年度にわたって事業を行う場合は、年度ごとの予定出来高金額及び予定出来高率が判るもの（予定出来高の明細書等）</p> <p>2 工事工程表（予定出来高が確認できるもの）</p>
建替え	<p>1 既存建築物等の耐震改修を行う場合の概算工事費</p> <p>※ 複数年度にわたって事業を行う場合は、年度ごとの予定出来高金額及び予定出来高率が判るもの（予定出来高の明細書等）</p> <p>2 工事工程表（予定出来高が確認できるもの）</p>
共通	<p>1 市税等の完納証明書</p> <p>2 予定請負業社等（診断書、設計者、工事業者等）の資格等を証明する書類</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>

別表第4（第18条関係）

補助対象事業	添付図書
耐震診断	1 耐震診断に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） 2 耐震診断結果報告書（下記の事項のほか、必要な事項を明記したもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断実施者（資格等、勤務先等、連絡先等）</li> <li>・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表）</li> <li>・ 耐震診断の基準とした診断基準等（計算プログラム名等、その評価書等）</li> <li>・ 付近見取図、配置図、平面図、求積図その他必要な図面等</li> <li>・ 調査等の状況写真</li> </ul>
補強設計	1 補強設計又は建替え設計に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） 2 補強設計結果報告書（下記の事項のほか必要な事項を明記したもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ※注1</li> <li>・ 耐震性能判定表 ※注1</li> <li>・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表） ※注1</li> <li>・ 設計の基準とした設計基準等（計算プログラム名等、その評価書等） ※注1</li> </ul> 注1 建替え設計においても共通事項とする。 建替え設計については「建替え設計結果報告書」とし、共通事項のほか以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替え計画概要（建替えとする理由、構造、規模、用途等）</li> <li>・ 既存及び建替えに係る付近見取図、配置図、平面図、求積図その他必要な図面等</li> </ul>
耐震改修	1 改修工事に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） 2 工事に関する設計図書等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等）</li> <li>・ 実施工事工程表（複数年度にわたって行う事業については出来高が確認できるもの）</li> <li>・ 付近見取図、現況及び建替え後の配置図、平面図、求積図その他必要な図面等</li> <li>・ その他必要と思われる工事関係図書</li> </ul> 3 補強箇所の写真（全数） ※着工時・中間時・完了時全て必要
建替え	1 建替え工事に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） 2 建築確認済証の写し及び検査済書の写し 3 工事に関する設計図書等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等）</li> <li>・ 実施工事工程表（複数年度にわたって行う事業については出来高が確認できるもの）</li> <li>・ 付近見取図、現況及び建替え後の配置図、平面図、求積図その他必要な図面等</li> <li>・ その他必要と思われる工事関係図書</li> </ul> 4 除却前後及び建替え完成後の全景写真
共通	その他市長が必要と認める書類

様式（略）

## 【1-11 東かがわ市水難救助活動補助金交付要綱】

平成26年12月12日告示第113号

### 東かがわ市水難救助活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東かがわ市水難救助活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金の交付は、水難予防及び水難救助活動への支援により、海上性レクリエーションの発展及び海上交通の安全に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、香川県水難救済会大内救難所とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条に掲げる経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定によりがたいときは、市長が決定した額とする。

(対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に定めるものであって第3条に規定する補助対象団体が事業を実施するに当たり必要と認められる費用とする。ただし、他の補助制度による補助金の対象となる経費は除くものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 負担金補助及び交付金

(書類の様式)

第6条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 水難救済活動補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 収支予算書 様式第2号
- (3) 水難救済活動補助金交付決定（変更交付決定）通知書 様式第3号
- (4) 補助事業等変更申請書 様式第4号
- (5) 補助事業等実績報告書 様式第5号
- (6) 収支決算書 様式第6号
- (7) 水難救済活動補助金交付確定通知書 様式第7号
- (8) 水難救済活動補助金交付請求書 様式第8号
- (9) 水難救済活動補助金等概算交付請求書 様式第9号

(補助金の見直し)

第7条 交付する補助金の額は、3年を超えない範囲で見直しをするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度以前の事業にかかる補助金の交付については、なお従前の例による。

## 【1-12 東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱】

令和元年6月21日告示第14号

改正

令和2年3月30日告示第31号

令和3年3月30日告示第49号

令和5年3月31日告示第49号

### 東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時に備え、市民が自らの命を守るための家庭における防災対策を促進するため、家具類転倒防止器具を購入し居住する住宅に設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「家具類」とは、居住の用に供されている住宅において生活の用に供するタンス、本棚、食器棚等の家具、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品その他市長が認めるものをいう。

2 この要綱において、「器具」とは、家具類の転倒を防止するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他市長が認めるものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内の住宅に器具を設置すること。

(2) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、別表に掲げる市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者が、自ら居住する住宅に設置する器具の購入に要した経費（申請の日に属する年度内に購入したものに限り）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、5,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは交付の決定及び補助金の額を確定し、東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付決定・確定通知（様式第2号）により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月21日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日告示第31号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

市税等	
1	東かがわ市税条例 (平成15年東かがわ市条例第53号) に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例 (平成15年東かがわ市条例第55号) に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例 (平成15年東かがわ市条例第99号) に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例 (平成20年東かがわ市条例第2号) に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例 (平成15年東かがわ市条例第150号) に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則 (平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号) に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例 (平成18年東かがわ市条例第22号) に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例 (平成26年東かがわ市条例第33号) に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成15年東かがわ市条例第64号) に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例 (平成15年東かがわ市条例第129号) に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例 (平成15年東かがわ市条例第140号) に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例 (平成15年東かがわ市条例第141号) に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例 (平成29年東かがわ市条例第36号) に規定する分担金
14	東かがわ市公共下水道区域外流入条例 (平成29年東かがわ市条例第37号) に規定する分担金
15	東かがわ市農業集落排水処理施設条例 (平成15年東かがわ市条例第138号) に規定する使用料
16	東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例 (平成15年東かがわ市条例第139号) に規定する分担金
17	住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例 (平成15年東かがわ市条例第73号) に規定する住宅新築資金等の償還金

様式 (略)

## 【1-13 東かがわ市海岸保全施設操作規則】

令和5年4月1日規則第23—2号

### 東かがわ市海岸保全施設操作規則

#### (目的)

第1条 この規則は、東かがわ市が海岸管理者であるものについて、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2第1項の規定に基づき、海岸法施行規則（昭和31年農林省・運輸省・建設省令第1号）第5条の6で定めるところにより、東かがわ市が管理する水門、陸閘等（以下「操作施設」という。）の適切な操作及び操作に従事する者（以下「操作者」という。）の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、海岸法、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）及び海岸法施行規則で使用する用語の例による。

#### (操作を要する施設)

第3条 この規則は、東かがわ市が管理する操作施設について適用する。

- 2 陸閘は、原則として閉鎖状態を保つものとする。ただし、不特定多数の者が利用する施設その他利用状況等を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく公共の利便性を損なう施設であるときは、この限りでない。

#### (操作の基準)

第4条 操作者は、次に掲げる場合に操作施設の閉鎖操作を行う。

- (1) 操作施設の所在地に台風等による高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき。
- (2) 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、海水の浸入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 操作者は、操作施設の陸地側の排水を円滑にする必要があるときは、海象状況を勘案して開門操作を行う。
- 3 前2項の規定により操作を行った場合において、操作の必要がなくなったときは、管理上又は利用上必要な状態に戻さなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、操作者は、その安全が確保されない場合は、操作施設の操作を行ってはならない。

#### (操作の方法)

第5条 操作施設の操作は、操作者の安全確保のため、原則2人以上の組で行うものとする。

- 2 操作者は、前条第1項の規定により操作施設の操作を行った場合は、遅滞なく当該操作施設を管理する海岸管理者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、海岸管理者から当該操作施設の操作について委託を受けている者（以下「受託者」という。）が当該操作施設の操作について別に操作者を置いた場合にあつては、操作者は受託者に、受託者は海岸管理者に、それぞれ報告するものとする。

#### (操作の訓練)

第6条 操作施設の操作の机上又は実地の訓練は、年に1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、操作者が参加するものでなければならない。
- 3 操作者は、訓練実施報告書（別記様式）を海岸管理者に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が当該操作施設の操作について別に操作者を置いた場合にあつては、操作者は受託者に、受託者は海岸管理者に、それぞれ報告するものとする。

#### (操作者の安全の確保)

第7条 操作者は、台風等による高潮注意報、高潮警報若しくは高潮特別警報又は津波注意報、

津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、気象庁が発表する操作施設の所在地における高潮又は津波到達の予想時刻等に基づき、訓練実施報告書の合計必要時間を参考に、操作及び安全な場所への退避が可能と判断する場合に限り、出勤するものとする。

- 2 操作者は、操作施設を操作する場合は、気象庁が発表する操作施設の所在地における高潮又は津波到達の予想時刻等に基づき退避開始時刻を算出し、当該時刻までに、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。
- 3 前項に定めるほか、操作者は、避難指示があった場合その他操作者が安全を確保できないと判断した場合は、操作を中止し、安全な場所に退避するものとする。
- 4 操作者は、安全な場所に退避した際は、直ちに海岸管理者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときは、この限りでない。
- 5 前項の場合において、受託者が当該操作施設の操作について別に操作者を置いたときは、操作者にとっては受託者に、受託者にとっては海岸管理者に、それぞれ報告するものとする。

(操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第8条 操作者又は受託者は、操作施設を良好な状態に維持するため必要な点検を行うとともに、毎年、台風の接近が多くなる時期（7月から10月までをいう。）までに1基当たり1回以上開閉操作及び清掃を実施し、円滑に操作できることを確認しておかなければならない。

- 2 操作者又は受託者は、前項の点検により異常を発見した場合は、速やかに当該操作施設を管理する海岸管理者に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が当該操作施設の操作について別に操作者を置いた場合においては、操作者は受託者に、受託者は海岸管理者に、それぞれ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、操作者は、海岸管理者に直接報告するものとする。
- 4 海岸管理者は、津波、高潮等の被害の防止又は操作者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとする。

(操作の際にとるべき措置)

第9条 操作者は、操作施設を操作する際は、操作施設の通行者及び通行する車両等の安全を確保するため、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、操作施設の適切な操作及び操作者の安全の確保を図るために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式(略)

## 【1-14 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】

平成15年4月1日告示第15号

改正

平成29年3月17日告示第18号

平成30年2月22日告示第12号

令和3年3月30日告示第49号

令和4年3月23日告示第30号

### 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増築、改修又は備品購入に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、集会所の整備を促進し、もって地域住民のコミュニティの醸成と福祉の向上を図るため、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに集会所を新築（既存の集会所の全部を除去し、新たに建築する場合を含む。）することをいう。
- (2) 増築 既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。
- (3) 改修 集会所の維持管理上必要と認められる改造及び修繕をいう。
- (4) 備品 集会所に備え付けて使用する物品として必要なもので、別表1に掲げる物品をいう。（性質又は形状等を変えず、比較的長期間の継続使用又は保存に耐えるものをいう。）

(補助金交付の条件等)

第3条 新築、増築又は改修に要する費用の総額が50万円に満たない場合及びこの要綱の規定による当該補助金の交付を受けた後3年を経過していない自治会については、当該補助金の対象外とする。

2 備品購入については、補助対象経費の総額が10万円に満たない場合及び1種類の備品の合計金額が1万円に満たない場合は、補助の対象外とし、1集会所につき1回限りの補助とする。

3 次に掲げる経費については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 集会所敷地の購入、造成、借入れ等に要する経費
- (2) 既存の建物を解体し、又は移転して集会所を建築しようとする場合の当該建築物の解体又は移転に要する費用
- (3) 塀、門等集会所以外の附属建物等の建設に要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新築、増築及び改修については、市長の認定する経費の2分の1以内の金額で、700万円を限度とし、備品購入については、市長の認定する経費の2分の1以内の金額で、20万円を限度とする。

2 この制度による補助金とは別に他の公的補助制度による補助金の交付を受ける場合における市長の認定する経費の算定は、総事業費から当該他の公的補助制度により交付される補助金の額を控除した残額で行うものとする。

(書類の様式)

第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号

の定めるところによる。

- (1) 集会所整備事業費補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 収支予算書 様式第2号
- (3) 集会所整備事業費補助金交付決定(変更交付決定)通知書 様式第3号
- (4) 補助事業等(着手・完了)届 様式第4号
- (5) 補助事業等変更申請書 様式第5号
- (6) 補助事業等実績報告書 様式第6号
- (7) 収支決算書 様式第7号
- (8) 集会所整備事業費補助金交付確定通知書 様式第8号
- (9) 集会所整備事業費補助金交付請求書 様式第9号
- (10) 集会所整備事業費補助金概算交付請求書 様式第10号
- (11) 補助事業等による取得等に係る財産処分承認申請書 様式第11号  
(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 設計書
- (2) 見積書
- (3) 同意、承諾、認可及び許可を要するものについては、これを証する書類  
(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第4号に規定する市長が認める軽微な変更は、「建物の構造及び総事業費の変更を伴わない造作等の変更」とする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 契約書の写し

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月22日告示第12号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第30号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

会議等に必要な備品	机、椅子、コピー機、印刷機、テレビ、ビデオ、放送設備、パソコン
台所用備品	給湯器、冷蔵庫、食器棚、ガスコンロ、炊飯器
冷暖房器具	ストーブ、ファンヒーター、扇風機、エアコン
その他備品	電話機、ファックス、カーテン、掃除機、カーペット、障子、ふすま、畳、戸その他市長が集会所の備品として特に必要と認めるもの

備考

新築、増築及び改修の場合は、障子、ふすま、畳、カーテン、戸及びエアコン(埋め込み式)については備品の対象としない。

様式(略)

## 【1-15 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱】

平成25年4月1日告示第43号

改正

平成28年3月31日告示第43号の4  
令和3年3月30日告示第49号

### 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集会所の地震に対する耐震性の向上を図り、安全を確保するため、東かがわ市建築物耐震改修促進計画に基づき、集会所の耐震診断を実施する者に対し、東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集会所」とは、自治会等が管理する自治会集会所をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号のいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う集会所の地震に対する安全性の評価をいう。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

3 この要綱において「自治会等」とは、認可地縁団体（東かがわ市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの）及び市内において自主的に組織され、その地区の総意に基づき地域的な共同活動を実施する自治会をいう。

(交付対象集会所)

第3条 補助金の交付対象となる集会所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の自治会等及び地域住民の利用に供することを目的としたものであること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(3) 申請日以後、継続して利用されることが見込まれていること。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた集会所については、交付対象から除外する。

(交付対象経費及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、耐震診断を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 補助金の額は、対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、

耐震診断を実施する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 当該建物の写真
- (3) 建築確認通知書又はこれに類する書類の写し
- (4) 平面図
- (5) 耐震診断に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び中止）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた耐震診断（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合には、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

2 補助事業を中止する場合には、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとする場合は、第6条の規定による通知の日から起算して15日以内に市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの申出があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書（様式第5号）
- (2) 耐震診断に係る業務委託契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) 調査等の状況写真

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定による額の確定の通知後、同条第2項の規定による請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、補助事業に着手したとき。

- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第14条 申請者は、補助事業等の施行及び収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第43号の4)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- |   |
|---|
| (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会 |
| (2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習会                     |
| (3) その他、市長が認める講習会                           |

様式 (略)

## 【1-16 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例】

平成15年4月1日条例第79号

改正

平成24年12月25日条例第37号

平成31年3月5日条例第6号

令和元年12月5日条例第20号

### 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の引田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年引田町条例第7号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年白鳥町条例第8号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大内町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月5日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-17 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

平成15年4月1日規則第45号

改正

平成31年3月29日規則第8号

令和3年4月1日規則第11号

### 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

#### 目次

##### 第1章 総則（第1条）

##### 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

##### 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

##### 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 災害弔慰金の支給

##### （支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

##### （必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

##### 第3章 災害障害見舞金の支給

##### （支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）障害者の氏名、性別、生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

##### （必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9

号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の引田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年引田町規則第3号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年白鳥町規則第2号)又は大内町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和63年大内町規則第3号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日規則第8号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(略)

## 【1-18 東かがわ市災害見舞金の支給に関する規程】

平成16年9月1日告示第101号

東かがわ市災害見舞金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、災害により被災した世帯に見舞金（以下「災害見舞金」という。）を支給することにより、市民の福祉及び生活の一時的な安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 世帯 災害により被害を受けた当時、東かがわ市の区域内に住所を有する世帯をいい、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 東かがわ市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給する。ただし、災害見舞金の支給については、社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会を通じて行うことができるものとする。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、その都度市長が定めるものとし予算の範囲内で支給する。

(災害の認定)

第5条 災害の認定については、東かがわ市が実施した調査資料により、市長が認めたものとする。

(見舞金の返還)

第6条 市長は、被害が被害者の故意又は重大な過失その他これらに準ずる行為によるものと認めるときは、見舞金を支給せず、又は既に支給した見舞金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

## 【1-19 東かがわ市災害援護資金貸付審査会規程】

平成16年10月1日訓令第28号

改正

平成19年3月28日訓令第7号

東かがわ市災害援護資金貸付審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、東かがわ市災害援護資金貸付審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この審査会は、東かがわ市災害弔慰金の支給に関する条例（平成15年東かがわ市条例第79号）第12条の規定に基づき自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金貸付の円滑な運用を行うことを目的として設置する。

(事務局)

第3条 事務局を市民部福祉課に置き、審査会の事務を処理する。

(審査会の任務)

第4条 審査会は、借入申込があれば必要に応じて災害援護資金の次の各号に掲げる事項について審査し、これらの事項に関し意見を述べるものとする。

- (1) 借入申込みに関する事項
- (2) 貸付金額及び貸付条件の変更に関する事項
- (3) 繰上償還に関する事項
- (4) 違約金の支払免除に関する事項
- (5) 償還金の支払猶予に関する事項
- (6) 償還金の支払免除に関する事項
- (7) その他、会長が必要と認めた事項

(審査会の組織)

第5条 審査会の委員は、副市長、総務部長、市民部長、総務課長及び福祉課長をもって組織する。

(役員)

第6条 審査会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、副市長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。

(会議)

第8条 審査会は、必要に応じて会長がこれを招集し、会長が議長にあたる。

- 2 審査会は、委員総数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、委員総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、議長は委員として議決に加わることができない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日より施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 【1-20 東かがわ市避難行動要支援者支援制度実施要綱】

平成21年3月27日告示第31号

改正

平成30年3月30日告示第45号の3  
令和3年4月1日告示第71号

### 東かがわ市避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時における支援を地域のなかで受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する在宅の者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 身体障がい者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者
- (2) 知的障がい者のうち、その障害の程度が㉔又はA判定の者
- (3) 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- (4) 在宅の要介護者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護度の認定区分が要介護3以上の者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の者
- (6) 徘徊高齢者

2 この要綱において「地域支援者」とは、前項に定める要配慮者を災害時において可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、要配慮者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報の提供に同意した者をいう。

(要配慮者の登録)

第3条 市長は、あらかじめ要配慮者の登録を行うものとする。

2 前項の登録に当たっては、要配慮者をあらかじめ把握し、同意を得なければならない。

(登録の手続)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、避難行動要支援者登録同意書兼避難行動要支援者登録（変更）申請書（個別支援計画）（別紙様式。以下「登録申請」という。）に災害時において支援を受けるために必要な個人情報を記載の上、民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会の代表者又は福祉委員（以下「支援者等」という。）のいずれかを通じて、当該登録申請を市長に提出するものとする。この場合において、地域支援者の記載に当たっては、あらかじめ当該地域支援者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を容易にするために、支援者等の協力を得て、要配慮者の把握及び登録に必要な支援等を行うことができるものとする。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳の原本は、市長が保管する。

2 登録台帳の副本は、要配慮者、地域支援者及び支援者等が、それぞれ保管することができる。

(地域支援者の支援)

第6条 地域支援者は、要配慮者に対し、登録台帳及び提供情報を活用して災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等の支援を行うものとする。

(登録事項の変更)

第7条 要配慮者又は地域支援者は、登録台帳及び提供情報に記載された事項に変更が生じたときは、支援者等を通じて市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告により登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、登録台帳の副本にその旨を記載するよう要配慮者、地域支援者及び支援者等に連絡するものとする。

(登録事項の情報提供)

第8条 市長は、災害時の支援並びにその体制整備のために要配慮者が登録した情報は、要配慮者の同意を得た次の者及び機関（以下「情報の提供を受けた者等」という。）に提供することができる。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 自主防災組織又は自治会
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 福祉委員
- (5) 消防団
- (6) 警察署
- (7) 消防署
- (8) 地域支援者

(地域支援者、支援者等及び情報の提供を受けた者等の遵守事項)

第9条 地域支援者、支援者等及び情報の提供を受けた者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 災害時の支援及びその体制整備以外の目的で、登録台帳及び提供情報を使用してはならない。

3 登録台帳及び提供情報に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その役割を離れた後も同様とする。

4 登録台帳及び提供情報を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

5 登録台帳及び提供情報を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までにおいて、東かがわ市民生委員・児童委員協議会連合会会長に提出された同様の届は、第4条の規定に基づき登録したものみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第45号の3）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第71号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

避難行動要支援者登録同意書 兼 避難行動要支援者登録（変更）申請書（個別支援計画）

東かがわ市長 様

私は、東かがわ市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者登録台帳に登録することを申請します。

なお、下記の項目において私が届け出た内容について、私の命にかかる緊急事項があった場合や災害時の支援およびその体制整備を目的に、自治会、自主防災組織、福祉委員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署、地域支援者等、支援のために必要と思われる者へ情報提供することについて

同意します 同意しません（該当する方へ☑を入れてください。）

同意をされる方は、申請者氏名を署名し、下記の登録申請書内容を記入、確認の上、返信用封筒に入れて提出してください。同意をされない方は、返信用の封筒に入れて提出してください。また、返信がない場合は同意しないものとみなします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

※本人が直筆できない場合は、代理人の方が署名することができます。

申請代理人氏名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_）

申請（変更）日 年 月 日

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令	血液型	A・B・O・AB
氏名			年 月 日		
住所	東かがわ市		加入自治会名		
電話番号		携帯番号	FAX番号		
対象要件	1. 身体障がい者 (肢体不自由1級~3級、視覚障害1級又は2級、聴覚障害の程度が2級)		4. 在宅の要介護者 (要介護度の認定区分が3以上の者)		
	2. 知的障がい者(㊤又はA判定の者)		5. 1~4に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の者		
	3. 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯		6. 徘徊高齢者		
民生委員児童委員		自主防災組織会長			
福祉委員		既往歴 現病歴			
地域支援者	①	氏名		電話	
		住所	東かがわ市	電話	
	②	氏名		電話	
		住所	東かがわ市	電話	
	③	氏名		電話	
		住所	東かがわ市	電話	



## 【1-21 東かがわ市私設消防組活動補助金交付要綱】

平成26年12月12日告示第115号

改正

令和3年3月30日告示第49号

### 東かがわ市私設消防組活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を火災から守ることを目的として東かがわ市民が組織する私設消防組の活動に対する東かがわ市私設消防組活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私設消防組」とは、前条の目的を達成するために、東かがわ市内に活動の拠点を置き、東かがわ市民が地域において任意で設立した団体のうち、市長が認めるものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内かつ1年度につき150,000円とする。

(交付の申請)

第4条 私設消防組は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 私設消防組活動補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 活動報告書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 私設消防組に属する者の名簿（様式第5号）
- (6) 請求書（様式第6号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。ただし、市長が認める場合、補助金の額を減額又は支給しないこととすることができる。

(報告)

第6条 補助金の交付を受けた私設消防組は、当該年度の決算状況を明らかにした書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長が必要と認めたときは、前項の書類に領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、交付を受けた私設消防組が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

(調査)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、職員に私設消防組の活動内容等の実地調査をさせることができる。この場合において、私設消防組は当該職員の調査を拒んではならない。

(補助金の見直し)

第9条 交付する補助金の額は、3年を超えない範囲で見直しをするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度以前の事業にかかる補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 (略)

## 【1-22 東かがわ市罹（り）災証明書等交付要綱】

令和6年12月25日告示第132号

### 東かがわ市罹（り）災証明書等交付要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本市の区域内で発生した法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）によって生じた被害に関する証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）住家 現実に居住のため使用している建物（社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）をいう。
- （2）非住家 住家以外の建物をいう。

#### （証明の対象）

第3条 証明書の交付は、次に掲げるものについて、災害によって生じた被害に関する証明を行うものとする。

- （1）住家
- （2）非住家
- （3）住家又は非住家に附帯する工作物、自動車その他動産
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が被災者支援のため証明書を発行することが適当と認めるもの

#### （証明書の種類）

第4条 証明書の種類は、罹（り）災証明書及び被災証明書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を証明するものとする。

- （1）罹（り）災証明書 住家について、市が現地調査又は確実な証拠により確認した被害の程度を証明するものをいう。ただし、住家と同一の敷地内にある前条第2号から第4号までに掲げるものの被害の状況について記載することを妨げるものではない。
  - （2）被災証明書 前条各号に掲げるものについて、被災した事実を証明するものをいう。
- 2 前項各号の証明書は、危険度及び被害額に係る証明は含まないものとする。

#### （証明書の交付申請）

第5条 証明書の交付申請ができる者は、当該各号に定める者とする。

- （1）罹（り）災証明書 災害によって住家の被害を受けた居住者及び当該居住者から委任を受けた者とする。
  - （2）被災証明書 災害によって第3条各号に掲げるものについて被害を受けた所有者（その相続人を含む。）、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）及び当該所有者等から委任を受けた者とする。
- 2 前項の証明書の交付を受けようとする者は、被災後1月以内に罹（り）災証明申請書（様式第1号）又は被災証明申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。
- 3 前項の罹（り）災証明申請書（市が現地調査等により罹（り）災の程度を確認する場合を除く。）及び被災証明申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、添付することができない理由があるものその他市長が適当と認めたものについては、添付を省略することができる。
- （1）被害状況を示す写真（自己判定方式による罹（り）災証明申請及び被災証明申請の場合は必須）

- (2) 被害場所が分かる地図
- (3) その他市長が必要と認めるもの  
(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、罹(り)災証明書(様式第3号)又は被災証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(罹(り)災の程度)

第7条 罹(り)災の程度の認定基準は、別表のとおりとする。

(再調査)

第8条 第6条の規定により、罹(り)災証明書の交付を受けた者が、当該罹(り)災証明書により証明された罹(り)災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹(り)災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹(り)災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹(り)災証明書及び被害認定再調査申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

3 前2項の申請に基づき実施した罹(り)災証明書により証明された罹(り)災の程度を最終判定とする。

(手数料)

第9条 罹(り)災証明書及び被災証明書の交付に係る手数料は、東かがわ市手数料条例(平成15年東かがわ市条例第35号)第6条第2項の規定により徴収しないものとする。

(庶務)

第10条 証明書交付の庶務は、総務部危機管理課において処理する。ただし、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、東かがわ市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、対策本部が罹(り)災証明書の交付が必要であると判断した場合は、証明書交付の総括、調査、再調査及び証明内容についての相談は総務部税務課、交付については、税務課等において処理するものとする。

2 市長は、証明書の交付について記録及び管理するため、罹(り)災証明書等交付簿を作成するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

罹(り)災の程度の認定基準

区分	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害

	割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
(準半壊に至らない) 一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の体積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

様式第1号（第5条関係）

罹災証明申請書

東かがわ市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号( )	-
	(現在の連絡先)	電話番号( )	-
	(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日

窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記入不要)	住所	電話番号( )	-
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ場合 は記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害(□床上 □床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	--

被災住家の世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の 世帯構成員		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		



## 被災証明申請書

東かがわ市長 様

年 月 日

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来られた人)	住所		連絡先 ( ) -
	フリガナ		被災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他※その他の場合は委任 状が必要です。
	氏名		
証明必要枚数	部		
被災者氏名	<input type="checkbox"/> :同上		連絡先
	※世帯主の氏名を記入してください。		<input type="checkbox"/> :同上 ( ) -
被災年月日	年 月 日		
被災原因			
被災した 物件の所在	東かがわ市		
被災物件	<input type="checkbox"/> 非住家(納屋・倉庫・その他( ) )		
	<input type="checkbox"/> 自動車(標識番号 )		
	<input type="checkbox"/> その他( )		
被災状況			
添付書類	<input type="checkbox"/> 状況写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> その他( )		
備考			

<p>委任状</p> <p>私の被災証明の申請交付について上記の申請者に委任します。</p> <p>委任者住所 _____</p> <p>委任者氏名 _____</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※委任者氏名は委任者が自署してください。</p>
---

様式第3号（第6条関係）

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

東かがわ市長

様式第4号（第6条関係）

## 被災証明書

住所	
氏名	

被災原因	
------	--

被災した物件の所在	
被災物件	
被災状況	
特記事項	

上記のとおり被災したことを証明します。

年 月 日

東かがわ市長

様式第5号（第8条関係）

## 被害認定再調査申請書

東かがわ市長 殿

申請者住所	東かがわ市  電話 ( )
氏名	
罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯人 <input type="checkbox"/> その他(委任状が必要)
再調査理由	<input type="checkbox"/> 外観調査に基づく判定に不服があり、立入調査に基づく判定を求めるもの <input type="checkbox"/> 立入調査に基づく判定に不服があり、下記の箇所について再調査を求めるもの <input type="checkbox"/> その他( )
再調査を求める箇所	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 傾斜 <input type="checkbox"/> その他( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災証明書  (発行済み罹災証明の整理番号: )

※以下は市役所記入欄

整理番号		証明年月日	
交付済証明番号	罹災証明	第	号
罹災年月日			
罹災の原因			
罹災場所			
罹災物件			
罹災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 浸水		

## 【1-23 東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領】

令和6年3月21日告示第38号

### 東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、大規模災害や渇水により上水道の広域的な断水（以下「災害等による断水」という。）が発生した場合に、その復旧又は給水体制が整うまでの間、地域における生活用水を応急的に確保するための災害応急用井戸の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活用水 生活用（清掃用、トイレ用、洗濯用等）として日常生活の用に利用することができる水をいう。

(2) 災害応急用井戸 個人又は法人が所有又は管理し、かつ、現に使用している井戸のうち、災害等による断水の発生時に当該井戸水を地域の応急の生活用水として無償提供することを所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が同意した井戸をいう。

#### (登録)

第3条 災害応急用井戸の登録をしようとする所有者等は、東かがわ市災害応急用井戸登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号の全てを満たしている場合には、災害応急用井戸を登録するものとする。

(1) 市内に所在し、かつ、現に使用している井戸で、今後も引き続き使用を予定しているものであること。

(2) 災害等による断水の発生時に、地域住民に井戸水を生活用水として無償提供することができる井戸であること。

(3) 災害等による断水の発生時に、地域住民が使用することができる場所にあること。

(4) 井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意があること。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、当該所有者等に対し、東かがわ市災害応急用井戸登録証（様式第2号）及び災害応急用井戸表示プレートを交付するものとする。

4 登録の有効期間は、登録の日から第8条に規定する登録解除の日までとする。

#### (公表)

第4条 市長は、災害応急用井戸を広く周知するため、その所在地を公表するものとする。

#### (所有者等の配慮等)

第5条 第3条第3項の登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、災害等による断水の発生時における災害応急用井戸の提供に当たっては、円滑かつ公平に地域住民が利用できるように配慮するものとする。

2 登録者は、災害応急用井戸が枯渇その他の理由により利用不能となったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

#### (状況把握)

第6条 市長は、災害等による断水の発生時に災害応急用井戸が十分に活用できるよう、井戸の設置状況の把握に努めるものとする。

#### (登録内容の変更等)

第7条 登録者は、所有者等の変更等登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

#### (登録解除)

第8条 災害応急用井戸の登録の解除は、登録者の申し出があった場合又は災害応急用井戸として不適当と市長が判断した場合に行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を解除する場合は、登録者に対しその旨を通知するものと

する。

3 前項の通知を受けた登録者は第3条第3項の登録証及び表示プレートを市長に返却するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式（略）

## 【1-24 香川県防災対策基本条例】

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海トラフ地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況に鑑み、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

#### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

#### (県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

#### (市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

#### (県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県民等

#### 第一款 県民

(防災知識の習得等)

第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所（指定緊急避難場所（法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）その他の避難場所をいう。以下同じ。）、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

(建築物の所有者等の防災対策)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(用具の備え)

第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(県民による備蓄等)

第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(避難行動要支援者による情報の提供)

第十二条 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 第二款 自主防災組織

(災害危険場所の確認等)

第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者への支援体制の整備)

第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(地域住民の行動基準の作成等)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織による備蓄)

第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第十九条 自主防災組織は、市町が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

### 第三款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

### 第四款 学校等

第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

## 第二節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難情報の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所をいう。）では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

（地域防災力の強化）

第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

（医療救護体制の整備）

第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等（以下「救護病院等」という。）を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

（公衆衛生の確保）

第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

（輸送体制の整備）

第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体等との連携体制の整備）

第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

（公共施設の整備）

第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

（職員への研修等）

第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

### 第三章 災害応急対策

#### 第一節 県民等

##### (避難及び指定避難所)

第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 指定避難所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

3 指定避難所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して指定避難所を運営するものとする。

##### (車両使用の自粛等)

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

##### (危険建築物等の取扱い)

第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

##### (自主防災組織の災害応急対策)

第四十一条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

##### (事業者の災害応急対策)

第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

#### 第二節 市町及び県

##### (応急体制の確立)

第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

##### (災害発生情報の収集、提供等)

第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

##### (県から市町への応援)

第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

#### 第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。

3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等(以下「県民等」という。)は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

2 県民防災週間は、この条例の施行の日(同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日)を初日とする一週間とする。

3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。

4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【2-1 香川県消防相互応援協定】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

る。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
  - (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
  - (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。
- 2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

#### 附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

## 【2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）

第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

## 【2-3 香川県防災行政無線に関する協定書】

香川県（以下「甲」という。）と東かがわ市（以下「乙」という。）とは、香川県防災行政無線システム（以下「システム」という。）の構築及び運用について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、システムの円滑で効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（地球局の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、乙の庁舎に人工衛星局と通信する地球上の無線局（以下「地球局」という。）を開設し、通信の用に供するものとする。

2 地球局には、VSAT 地球局装置、回線接続制御装置、防災用電話機、テレビレシーバ、モニタテレビ、受令用ファクシミリ、受令用電話機、受令用スピーカ、ファクシミリ着信表示装置、ボタン電話主装置、交流無停電電源装置、発動発電装置、耐雷トランス及びこれらを接続するケーブル等（以下「無線設備」と総称する。）を設置するものとする。

3 無線設備の財産権は甲に帰属し、乙は無償で当該設備を使用するものとする。

（運営管理協議会の設置）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、香川県防災行政無線運営管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（維持管理）

第4条 地球局の運用に伴い生じる保守点検等の維持管理に係る業務は、甲が行うものとする。

2 甲は、前項に係る業務の一部を、協議会に委託することができるものとする。

（地球局の職員）

第5条 乙の庁舎に設置した地球局には職員を配置するものとし、乙の防災担当課の職員をもって充てるものとする。

2 前項の職員は、地球局の運用に伴い生じる業務のうち、甲が行う以外の業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

（関係法令等の遵守）

第6条 地球局の職員は、前条第2項の業務に従事する場合は、甲が別に定める規程及び関係法令を遵守するものとする。

（経費負担）

第7条 地球局の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) ネットワーク負担金
  - (2) NTT 回線借上料
  - (3) 地球局の定期検査手数料
  - (4) 地球局の再免許申請手数料
  - (5) 甲の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料
- 2 地球局の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、乙が負担するものとする。
- (1) 無線設備の保守点検に要する経費
  - (2) 乙の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

(3) 乙の故意又は重大な過失により、無線設備が故障した場合、その修繕のために要する経費

(4) 地球局の運用に伴い生じた電気料、発動発電機の燃料、ファクシミリ用紙、発動発電機及び無停電電源装置の蓄電池及び他県との交信に伴う度数料  
(維持管理費の納入)

第8条 第4条第2項の場合において乙は、前条第2項第1号に係る経費を、協議会の請求に基づき、当該年度の6月末日までに協議会へ払い込むものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がない場合は、この期間をさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(前協定の廃止)

第10条 本協定の成立に伴い、平成6年2月1日付けで香川県と引田町、白鳥町、大内町との間で締結された前協定については廃止するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成15年4月27日

甲 香 川 県  
香 川 県 知 事 真 鍋 武 紀

乙 東かがわ市  
東 か が わ 市 長 中 條 弘 矩

## 【2-4 災害時における応急措置等の実施に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と東かがわ市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市の区域内で、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の事情がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急措置等の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急措置等の内容は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設等の被害状況の収集並びに簡易な障害物の除去（建設機械を使用するものを除く。）及び危険箇所の表示

（2）障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急措置等

（3）その他甲が必要とする業務

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（応急措置実施者）

第4条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急措置等を実施する者（以下「応急措置実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急措置等の指示）

第5条 応急措置実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急措置等の報告）

第6条 応急措置実施者は、応急措置等を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1）応急措置等に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材の内訳

（2）応急措置等の内容、期間及び場所

（3）その他必要事項

（費用の負担）

第7条 応急措置等の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあっては

甲は負担しないものとする。

(災害補償)

第8条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、甲と乙が協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第10条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月27日

甲 東かがわ市  
東かがわ市長 中條 弘矩

乙 香川県東かがわ市帰来103番地4  
東かがわ市建設業協会  
会 長 大字 徹

## 【2-5 災害時における救援物資提供に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により、供給に支障が生じた場合の体制を甲と協議の上、あらかじめ定めておくものとする。

（申請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成17年11月18日

甲 東かがわ市  
東かがわ市長 中條 弘矩

乙 高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
専務取締役営業本部長 大内 喬

## 【2-6 災害時における物資等の輸送に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙に協力を求める物資等の輸送に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転手等の派遣を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する貨物自動車による業務は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送義務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第4条 乙が供した貨物自動車は、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該業務による負傷もしくは疾病により死亡もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては、大川支部長とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成20年10月2日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市川東5-1  
社団法人 香川県トラック協会大川支部  
支 部 長 堀口 守

## 【2-7 広域消防相互応援協定書】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、消防業務の円滑を図るために消防相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定市等）

第2条 この協定は、次に掲げる市及び広域行政組合（以下「協定市等」という。）の相互間において行うものとする。

- （1） 鳴門市
- （2） 東かがわ市
- （3） 大川広域行政組合

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災、救急事故その他の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援出場の範囲）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるものとする。

- （1） 協定市等の区域内に災害が発生した場合に発生地の市長及び行政組合管理者（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合
- （2） 協定市等相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長及び行政組合管理者（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害の発生場所
- （3） 所要人員及び機械器具・消火薬剤等の種別員数
- （4） 応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5） その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき応援隊を派遣するものとする。

ただし、特に緊急のため、要請を待ついとまがないと認め応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなすものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊は、受援側の指揮下にはいるものとする。

（経費負担）

第7条 応援出場に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これによりがたい場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改 廃)

第8条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、又はこの協定で定めない事項で特に必要のあるときは、協定市等協議のうえ決定する。

附 則

- 1 引田町 鳴門市相互応援協定書（昭和34年12月1日締結）は廃止する。
- 2 広域消防相互応援協定書（昭和62年8月1日締結）は廃止する。
- 3 この協定は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ各1通を保有する。

鳴 門 市 長

泉 理 彦

東 か が わ 市 長

藤 井 秀 城

大川広域行政組合管理者

大 山 茂 樹

## 【2-8 災害時における物資供給に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 12 月 24 日

甲 東かがわ市湊 1 8 4 7 番地 1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、台車
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
事務用品等	書類ファイル、切貼用品、とじ込み用品、掲示・表示用品、筆記具・修正用品、プリンター・コピー機関連用品（用紙・トナー）
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 【2-9 災害時における被災住宅の応急処理に関する協定書】

(趣旨)

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）が香川県建設労働組合大川支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 応急修理 災害救助法第23条第1項第6号に規定する応急修理

(2) 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、東かがわ市内に地震被害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要があり、知事から委任を受けた場合、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、香川県から修理を受任した場合は、市長の指示に従い応急修理を行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては東かがわ市総務課長とし、乙においては香川県建設労働組合大川支部書記長とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第7条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は平成23年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年3月1日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市横内625番地1  
香川県建設労働組合大川支部  
支部長 中川 一郎

## 【2-10 災害時における情報交換及び支援に関する協定書】

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と東かがわ市長（以下「乙」という。）は、東かがわ市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、東かがわ市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1） 被害状況の把握及び提供
- （2） 情報連絡網の構築
- （3） 災害応急措置
- （4） その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、東かがわ市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 東かがわ市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号  
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長 藤井 秀城

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方  
国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と東かがわ市長（以下「乙」という。）  
が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第  
3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条（1）、（2）の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。  
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置して  
いる期間とする。

2. 甲が災害初動時に第3条（3）、（4）の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機  
関の負担とする。

ただし、第3条（3）の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲におい  
て経費を負担する。

①災害種別が大規模災害である場合

②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）

③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合

④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合

⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について「国  
土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、  
ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。 \_

## 【2-1-1 災害時の相互応援に関する協定書】

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
  - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
  - ③ 応援を求める期間、場所
  - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。  
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県知事、8市長、9町長

## 【2-12 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と社団法人大川地区医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師及び看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）
- (2) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (5) 応急的助産活動
- (6) 死亡の確認、遺体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告
- (8) 前各号に定めるもののほか、避難所の巡回医療救護その他の医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。  
（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴う費用弁済
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。  
（災害補償）

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（隣接市間協議）

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

（有効期間及び更新）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市

市長 藤井秀城

乙 香川県さぬき市津田町津田1673番地2

社団法人 大川地区医師会

会長 宮崎雅仁

## 【2-13 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と大川歯科医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2） 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- （4） 検視及び検案に際しての法歯学上の協力
- （5） 活動の記録と報告
- （6） その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものと

する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁済
  - (2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
  - (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
- 2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。  
(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 香川県さぬき市造田是弘708番地2  
大川歯科医師会  
会長 服部 啓吾

## 【2-14 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と大川薬剤師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は直ちに薬剤師班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ薬剤師等で薬剤師班を編成しておくものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録とサポート
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（調剤費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における調剤費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものと

する。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う費用弁済
  - (2) 薬剤師班が携行し、又は調達した薬剤等の費用弁済
  - (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
- 2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。
- (災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員等災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井秀城

乙 香川県東かがわ市引田1895番地5  
大川薬剤師会  
会長 占部日出明

## 【2-15 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人香東園（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
特別養護老人ホーム 絹島荘	東かがわ市馬篠 1227 番地 20

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東かがわ市個人情報保護条例(平成15年東かがわ市条例第167号)の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	高松市岡本町527番地1
	名称	社会福祉法人香東園
	代表者職氏名	理事長 石川憲

## 【2-16 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三本松福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
介護老人保健施設 ひまわり	東かがわ市三本松 1665 番地 1

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東かがわ市個人情報保護条例(平成15年東かがわ市条例第167号)の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	東かがわ市三本松1684番地1
	名称	社会福祉法人三本松福社会
	代表者職氏名	理事長 太田卓

## 【2-17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵愛福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
障害児・者支援施設 白鳥園	東かがわ市松原 1387 番地

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東かがわ市個人情報保護条例(平成15年東かがわ市条例第167号)の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	東かがわ市白鳥961番地
	名称	社会福祉法人恵愛福祉事業団
	代表者職氏名	理事長 松村賢澄

## 【2-18 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人祐正福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
障害者支援施設 真清水荘	さぬき市寒川町石田東甲 761 番地 9

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	さぬき市寒川町石田東甲761番地9
	名称	社会福祉法人祐正福祉会
	代表者職氏名	理事長 水ト令子

## 【2-19 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人瑞祥会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
介護老人保健施設リリックケアセンター	東かがわ市湊 1867 番地 2
特別養護老人ホーム 湊荘	東かがわ市湊 1183 番地 5
特別養護老人ホーム 引田荘	東かがわ市引田 922 番地 18

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

(ボランティア等の要請と協力)

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東かがわ市個人情報保護条例(平成15年東かがわ市条例第167号)の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙) 所在地 東かがわ市白鳥 2984 番地  
名称 社会福祉法人瑞祥会  
代表者職氏名 理事長 榎 村 徹

## 【2-20 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合大川支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条

1 甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

（1）市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。

（2）応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。

（3）その他甲が特に必要と定める業務。

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急復旧作業の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に文書により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月30日

(甲) 香川県東かがわ市湊 1 8 4 7 番地 1  
東かがわ市役所  
市 長 藤 井 秀 城

(乙) 香川県東かがわ市三本松 1 7 3 9 番地 3  
四国電力(株)東かがわ営業所内  
香川県電気工事業工業組合大川支部  
支部長 大 森 一 義

## 【2-21 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合においての、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれが有する資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（連絡体制等）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電力供給設備等の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生したときは、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整の上、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（道路啓開）

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなったときは、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

（2）その他、復旧作業及び除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

（仮設電柱等の設置）

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要がある場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき、実施した協りに要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

（秘密の保持）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を取り扱う場合は、秘密情報の保護に努めなければならない。

（連絡責任者）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡

先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附 則

甲及び乙が締結している「災害時の協力に関する協定書」(平成26年1月27日締結)及びそれに付随するものは、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月21日

香川県東かがわ市湊1847番地1  
甲 東かがわ市  
東かがわ市長 上 村 一 郎

香川県高松市室新町973番地1  
乙 四国電力株式会社 香川支店  
執行役員香川支店長 大 西 玉 喜

香川県高松市室新町973番地1  
丙 四国電力送配電株式会社 高松支社  
支社長 植 松 幸 雄

## 覚 書

東かがわ市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）とは、甲、乙及び丙が令和2年1月21日に締結した「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本覚書は、協定書第4条に関し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲、乙及び丙が協力して円滑に災害時における電力設備等の復旧に当たれるよう、甲、乙及び丙間における基本的事項を定め、停電の早期復旧に資することを目的とする。

また、協定書第5条に関し、乙及び丙の電力復旧作業に必要な復旧拠点等の確保が困難となった場合を想定し、甲の所有する施設及び駐車場等の使用について、あらかじめ条件等を定め、災害時における電力設備等の復旧に資することを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 本覚書は、協定書第4条に関し、災対法64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）及び協定書第5条に定める復旧拠点等に適用するものとする。ただし、「障害物等」には、乙及び丙の所有する設備・施設は含まない。

### 第2章 除去作業

#### （実施区間）

第3条 除去作業の実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路とし、乙及び丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

#### （協力依頼）

第4条 乙及び丙は、必要に応じて、甲に対して除去作業の実施を【様式1】の書面で要請することができる。ただし、緊急を要するときは、乙及び丙は、甲に対し口頭又は電話で要請することができるものとし、この場合、乙及び丙は除去作業の実施後、遅滞なく本項柱書に基づく要請手続きを行うものとする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、それに応じて除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙及び丙に対し、当該作業の実施を【様式2】の書面で依頼することができる。

3 前項ただし書において、緊急を要するときは、甲は、乙及び丙に対し口頭又は電話で依頼することができる。なお、甲は除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づく依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、災対法の定めるところと判断される範囲において、乙及び丙は、甲の実施区間の指定及び甲の協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。

この場合は、乙及び丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行い、甲は本条第2項ただし書に基づく依頼手続きを行うものとする。

#### （協力体制）

第5条 前条第2項ただし書及び第3項の依頼に対して乙及び丙は、自らの業務に支障のない限りにおいて、速やかに除去作業を実施するものとする。

#### （障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条 乙及び丙は、除去作業を行った障害物等の移動先については、甲の指示に従うものと

する。

- 2 甲は、停電復旧に係る応急措置を実施するため緊急の必要がある場合に限り、災対法第64条第1項に基づき、乙及び丙に、他人の土地を一時使用させることができる。

(完了報告)

第7条 乙及び丙は、除去作業の完了後、履行した措置の内容を【様式3】の報告書により速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲が除去作業を実施した場合は、除去作業の完了後、履行した措置の内容を【様式4】の報告書により速やかに乙及び丙に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 本覚書に基づき、乙及び丙が甲より依頼された除去作業及び除去した障害物等の移動に要した費用は、乙及び丙の請求に基づき甲が支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙及び丙は、除去作業の実施に起因して、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 除去作業の実施又は除去した障害物等の移動に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙及び丙の責めに帰するもの以外は、甲、乙及び丙協議の上、解決に当たるものとする。

第3章 乙及び丙の行う災害復旧に係る施設使用の取扱い

(施設の使用)

第10条 乙及び丙が災害復旧のために、別表に定める甲の施設及び駐車場等（以下「本施設」という。）の使用を希望する場合、乙及び丙は、甲に対して協力を求めることができ、甲は、自らの業務等に支障のない限りにおいて、乙及び丙の使用を許可するものとする。

- 2 別表に定めのない甲の施設についても、乙及び丙が災害復旧のために使用を希望する場合は、甲は、可能な限り協力することとする。

(使用許可)

第11条 乙及び丙は、本施設を使用する必要がある場合は、【様式5】の申請書により、甲に申請する。

- 2 甲は、前項に定める乙及び丙の求めに対し、本施設の使用の可否について、速やかに乙及び丙に通知するものとする。
- 3 乙及び丙は、前第1項に定める申請について、緊急を要するときは、口頭又は電話等で行うことができる。この場合、乙及び丙は、本施設の使用開始後、遅滞なく第1項に基づく手続きを行うものとする。

(使用期間)

第12条 本施設の使用期間は、災害の状況、災害復旧の見込み等を勘案し、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が早期に本施設における業務等を再開できるよう配慮するとともに、本施設の使用を早期に終了するよう努めなければならない。

(原状回復)

第13条 乙及び丙は、本施設の使用を終えたときは、自らの使用に起因して損傷した部分について、自らの負担と責任において本施設を原状に回復する。

(費用負担及び支払い)

第14条 本施設の使用に係る費用は、乙及び丙が負担する。その金額は、使用に係る費用を定める条例等に基づき、事態を踏まえた合理性が認められる範囲で、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙が本施設の使用を終えた後に、前項に定める費用を乙及び丙に請求することとし、乙及び丙は、この請求に基づき、請求のあった日の属する月の翌月末までに、甲の

指定する方法で支払う。

#### 第4章 雑則

(復旧作業に対する協力)

第15条 災害復旧に伴い、丙が仮設電柱等の設置工事を緊急に行う場合、丙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、丙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

(連絡体制の確保)

第16条 甲、乙及び丙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から情報共有を図るものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(協議事項)

第17条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月21日

香川県東かがわ市湊1847番地1  
甲 東かがわ市  
東かがわ市長 上村一郎

香川県高松市室新町973番地1  
乙 四国電力株式会社 香川支店  
執行役員香川支店長 大西玉喜

香川県高松市室新町973番地1  
丙 四国電力送配電株式会社 高松支社  
支社長 植松幸雄

【様式1】

年 月 日

(自治体名) 御中

四国電力株式会社 香川支店  
四国電力送配電株式会社 高松支社

障害物等の除去作業要請書

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を、以下のとおり要請いたします。

○依頼事項

依頼日時	路線名	道路の状況	起点※	終点※	距離[m]

(※) 座標値 (10進法または60進法) を記入。

【例】 N34.188146,E133.999319  
N34° 11'17",E133° 59'57.6"

○本件に関する連絡窓口  
四国電力株式会社 香川支店  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

四国電力送配電株式会社 高松支社  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

以 上

【様式2】

年 月 日

四国電力株式会社 香川支店 御中  
四国電力送配電株式会社 高松支社 御中

(自治体名)

### 障害物等の除去作業依頼書

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を、以下のとおり依頼いたします。

#### ○依頼事項

依頼日時	路線名	道路の状況	起点※	終点※	距離[m]

(※) 座標値 (10進法または60進法) を記入。

【例】 N34.188146,E133.999319  
N34° 11'17",E133° 59'57.6"

#### ○本件に関する連絡窓口

(自治体名)

(所属、役職、氏名)

(連絡先)

以 上

【様式3】

年 月 日

(自治体名) 御中

四国電力株式会社 香川支店  
四国電力送配電株式会社 高松支社

### 障害物等の除去作業完了報告書

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去が完了したので、以下のとおり報告いたします。

#### ○報告事項

撤去日時	路線名	道路の状況	起点※	終点※	距離[m]

(※) 座標値 (10進法または60進法) を記入。

【例】 N34.188146,E133.999319  
N34° 11'17",E133° 59'57.6"

○本件に関する連絡窓口  
四国電力株式会社 香川支店  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

四国電力送配電株式会社 高松支社  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

以上

【様式4】

年 月 日

四国電力株式会社 香川支店 御中  
四国電力送配電株式会社 高松支社 御中

(自治体名)

### 障害物等の除去作業完了報告書

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去が完了したので、以下のとおり報告いたします。

#### ○報告事項

撤去日時	路線名	道路の状況	起点※	終点※	距離[m]

(※) 座標値 (10進法または60進法) を記入。

【例】 N34.188146,E133.999319  
N34° 11'17",E133° 59'57.6"

#### ○本件に関する連絡窓口

(自治体名)

(所属、役職、氏名)

(連絡先)

以上

【様式5】

年 月 日

(自治体名) 御中

四国電力株式会社 香川支店  
四国電力送配電株式会社 高松支社

施設の使用申請書

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る施設の使用について、以下の通り申請いたします。

○依頼事項

依頼日時	施設の名称	道路の状況	起点※	終点※	距離[m]

○本件に関する連絡窓口  
四国電力株式会社 香川支店  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

四国電力送配電株式会社 高松支社  
(所属、役職、氏名)  
(連絡先)

以上

別表

自治体施設候補地リスト

自治体	施設の名称	所在地	備考
東かがわ市	東かがわ市とらまる公園	東かがわ市西村 1155 番地	駐車場
	東かがわ市白鳥中央公園	東かがわ市帰来 1101 番地	駐車場

## 【2-22 災害時における食糧の供給に関する協定書】

東かがわ市長 藤井 秀城（以下「甲」という。）と東かがわ市農業経営者協議会 会長 間嶋 亨（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における食糧の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における食糧の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する食糧の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、食糧の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲（事業部経済課長）に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（食糧の価格）

第4条 食糧の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（食糧の引取）

第5条 食糧の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達した食糧を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲が引き取った食糧の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、同協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月14日

甲 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1  
東かがわ市長

乙 香川県東かがわ市引田 513 番地 1  
東かがわ市農業経営者協議会  
会 長

## 【2-23 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書】

東かがわ市長 藤井 秀城（以下「甲」という。）と香川県LPガス協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資としてのLPガス等の調達について、次のとおり協定する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において災害時とは、地震、津波、風水害、その他の災害（東かがわ市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（LPガス等の範囲）

第2条 この協定においてLPガス等とは、容器に充填されたLPガス又はバルクローリーによる補填するLPガス及びLPガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において調達の必要を認めるときは、乙に対して避難場所等へのLPガス等の供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時LPガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、甲の指示によりLPガス等の搬送及び引渡しを行うものとする。

2 LPガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でLPガス等を供給するものとする。

（費用負担）

第8条 LPガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 LPガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なLPガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては東かがわ市総務部総務課長とし、乙においては香川県LPガス協会大川支部長とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただ

し、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長

乙 香川県さぬき市津田町津田1132番地  
香川県LPガス協会大川支部  
支部長

## 【2-24 災害発生時における東かがわ市と東かがわ市内等郵便局の協力に関する協定書】

香川県東かがわ市（以下「甲」という。）と東かがわ市内等郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、東かがわ市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、東かがわ市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
  - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>(注)</sup>
  - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するもの

とする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 東かがわ市総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 三本松郵便局 局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月19日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長

藤井 秀城

乙 東かがわ市三本松1714  
東かがわ市内等郵便局

代表 日本郵便株式会社 三本松郵便局長 平島 孝真

## 【2-25 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、東かがわ市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、東かがわ市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。  
（地図製品等の供給の要請等）

第3条

- 1 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別に定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別に定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙協議のうえ決定するものとする。  
（地図製品等の貸与及び保管）

第4条

- 1 乙は、第3条第1項に規定する地図製品等の供給とは別途、平常時において本協定締結後、甲乙が別に定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる費用については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条

- 1 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、又は防災訓練等を実施している間、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等の閲覧及び甲乙間で別に協議のうえ定める期間及び条件の範囲内で複製することができるものとする。
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年12月16日

甲) 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙) 香川県高松市上福岡町816番地1  
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部  
統括部長 若林 康司

## 【2-26 防災士の継続教育支援に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と香川県防災士会東讃支部（以下「乙」という。）は、東かがわ市内の自主防災組織等で活動する意思のある防災士（以下「防災士」という。）の地域防災力を維持かつ向上させるための継続的な教育に関する支援（以下「継続教育支援」という。）に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災士に対する適切な継続教育を通して、確かな知識を持ち的確な判断ができる防災士を育成し、及び防災士育成の仕組みを構築することを目的とし締結するものとする。

（継続教育の内容）

第2条 乙は、甲が行う防災士に対する勉強会、実地訓練等において、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 各種自然災害に関する防災マップの作成の支援
- (2) 各種自然災害に関する災害図上訓練・実地避難訓練の実施の支援

2 乙は、甲と協議のうえ、習熟度が向上した防災士を選定し、当該防災士に対し、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 避難所運営訓練（HUG）の実施の支援
- (2) コミュニティ事業継続計画策定
- (3) 避難行動要支援者マップ作成の支援

3 第1項及び前項に規定する継続教育支援は、年間6回程度行うものとする。

（勉強会、訓練等の実施）

第3条 甲は、前条第1項に規定する防災士に対する勉強会、訓練等について効率的かつ円滑に遂行するため実施体制を整備する。

2 甲は、乙に対して、必要とされる資料の提供を遅滞なく行う。

3 乙は、責任者又は指導者の名簿の提出を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、協定業務の遂行に必要な経費を負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の定めにより本契約が効力を失う時点において存続している支援については、当該支援が終了するまで本協定の効力は存続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月14日

甲 東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 香川県防災士会東讃支部  
支部長 林 宏年

## 【2-27 災害時における物資の提供及び保管等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社FUJIDAN（以下「乙」という。）は、災害時における物資の提供及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が物資の提供及び保管等に関する協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる物資の提供

（ア）段ボール製パーテーション

100セット、300人分（3人1ユニット）

ユニットサイズ：W2,400×D1,000×H1,000mm

（イ）カーペット用段ボールシート

300人分（100枚）・サイズ W2,500×H1,000mm

（ウ）簡易ベッド用段ボール箱

在庫箱・シートにて製造可能数量を災害発生後早期に準備する

（エ）その他甲が指定する物資

（2）物資保管場所の提供

前号に規定する物資については、乙の所有する敷地内にて備蓄保管し、備蓄期間については甲乙相談のものとする。

（3）救援物資の備蓄保管場所及び荷役資機材の提供

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し支援が必要な内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の提供等の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する内容の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、第3条に規定する内容の提供を実施したときは、その提供の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 第3条第1号（ア）から（ウ）までに規定する物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1号に規定する物資の提供に要した費用は、乙が負担するものとする。

2 前項とは別に甲の協力要請に基づき、乙が実施した物資の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前項に規定する費用は、災害発生直前における標準的な価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条第2項に規定する物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の情報交換及び防災活動への協力)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び情報交換を行うとともに、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月8日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市白鳥1820番地  
株式会社FUJIDAN  
代表取締役社長 本田 展稔

## 【2-28 災害時における物資供給に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）とDCMダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の情報交換及び防災活動への協力）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行う

とともに、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月24日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 松山市美沢一丁目9番1号  
DCMダイキ株式会社  
代表取締役社長 小島 正之

別表

防災関係物資	生活支援関係物資
土のう袋	毛布
作業シート(ブルーシート)	タオル
標識ロープ	割箸
	簡易食器
	ポリ袋
	ラップ

## 【2-29 災害時等におけるドローンの活用に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と三本松地区活性化協議会（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローンによる協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するとともに、平常時においては市内の地域活性化に資するため、災害発生時又は平常時のドローンによる情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明示し、協力要請書により行うものとする。

（協力要請業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1） 空撮画像の提供等による被災状況等の調査に関すること。

（2） 救助活動及び必要な情報の収集に関すること。

（3） 前2号のほか公益上必要な情報の提供に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（甲の措置）

第4条 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務に要した費用については、適正な価格（災害発生時の協力業務にあつては、当該災害の発生直前における適正な価格とする。）を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 協力業務に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があつた時は、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく協力業務に従事した者が、当該業務により、負傷、疾病、死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の例により、甲が補償するものとする。

（連絡責任者及び情報交換）

第9条 この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、甲においては総務部危機管理課長を、乙においては会長を連絡責任者とし、平常時から情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、  
甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 6月 1日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地  
東かがわ市

市 長 藤井 秀城

乙 香川県東かがわ市三本松862番地2  
三本松地区活性化協議会

会 長 田中 好

## 【2-30 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と竹本石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内において、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に対して、別紙様式第1号により行うものとし、乙は特別な理由が無い限り協力するものとする。

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

(1) 乙のガス充填所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車両等に対して、燃料を優先的に供給すること

(2) 乙のガス充填所等から、甲の公共施設等へ燃料を運搬し優先的に供給すること

(3) 乙のガス充填所等を、乙の可能な範囲で、被災者に対して一時休憩所として提供し、井戸水等を提供すること

(4) 乙の給油所において、乙の可能な範囲で、被災者に対して、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に規定する甲の要請により乙が供給した燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する燃料の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用のうち甲が供給を受けた部分について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月8日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 香川県東かがわ市湊1316番地1  
竹本石油株式会社  
代表取締役社長 竹本 良一

## 【2-31 災害時における物資の輸送等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送等の協力について協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の自動車による物資等の輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請および要請手続き）

第2条 甲は、災害時に、次項に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し次条に掲げる業務に係る協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の掲げる次項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1） 災害の状況および要請した理由

（2） 要請した車両台数および人数

（3） 要請期間および輸送する物資

（4） その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請できる業務は、次のとおりとする。

（1） 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

（2） 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

（3） 甲が災害対策本部を開設する場合および東かがわ市の物流拠点施設を開設・運営する場合において、物資の輸送管理に関する助言・指導等を行う物流専門家および作業員等の派遣

（4） その他甲が必要とする災害応急対策業務

（輸送業務）

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

（事故等）

第5条 乙が供した自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は速やかに当該自動車を交換し、その輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第6条 乙は、この協定に基づく業務に協力したときは、次に掲げる事項を口頭または電話をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

（1） 従事した車両および従事者名簿

（2） 従事日数および走行距離

（3） その他必要事項

（費用の負担）

第7条 乙がこの協定に基づき実施した業務に要した経費は、甲は負担する。

2 前項の経費については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求および支払）

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、組合員の輸送活動実績を集計

し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき乙から費用の請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月25日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 高松市国分寺町柏原336番地1  
赤帽香川県軽自動車運送協同組合  
代表理事 貞野 正昭

## 【2-32 災害に係る情報発信等に関する協定書】

東かがわ市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、東かがわ市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東かがわ市が東かがわ市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東かがわ市の行政機能の低下を軽減させるため、東かがわ市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、東かがわ市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、東かがわ市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東かがわ市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 東かがわ市が、災害発生時の東かがわ市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 東かがわ市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、東かがわ市およびヤフー

ーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく東かがわ市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、東かがわ市から提供を受ける情報について、東かがわ市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、東かがわ市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当

事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、東かがわ市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、東かがわ市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年12月25日

東かがわ市：香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井秀城

ヤフー(株)：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

## 【2-33 災害時相互応援に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と東松島市（以下「乙」という。）との間において、災害時に  
おける応急対策及び復旧・復興（以下「応急対策等」という。）に係る相互の支援を円滑に行うため、  
次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自で  
は十分な応急対策等を実施することができない場合に、相互に応援することにより、被災地域の  
応急対策等を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲又は乙は、本協定に基づく支援要請を相手側から受けた場合は、その内容に従い、可能  
な限り支援するよう努める。

（支援内容）

第3条 甲又は乙が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧及び飲料水等の供給
- （2）応急物資（生活必需品等）の供給
- （3）応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- （4）被災者の一時受入れ
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として相当であると認めたもの

（輸送）

第4条 応急物資等の輸送は、原則として支援を行う側が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した側が負担するものとし、その額について  
は甲乙協議の上、定める。

（住民等の援助に対する支援）

第6条 甲又は乙は、本協定の主旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、積極  
的な支援が図られるよう努めるものとする。

（担当窓口）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相互支援要請に関する連絡担当課を定めておくものとする。

（協議）

第8条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の  
上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月10日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井秀城

乙 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1  
東松島市  
市長 阿部秀保

## 【2-34 大規模災害時における協力に関する覚書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と高松地方気象台（以下「乙」という。）は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、乙の観測施設が被災した場合の協力について、次のとおり覚書を締結する。

なお、この覚書が締結されたときは、甲と乙が、平成30年1月10日に締結した大規模災害時における協力に関する覚書は、平成30年11月30日に解除するものとする。

### （目的）

第1条 この覚書は、大規模災害により乙が設置している既存の観測施設が被災し、臨時の観測施設の設置が必要な場合に、甲の協力のもと乙が臨時の観測施設を設置し、観測成果を防災関係機関や住民等に広く提供することにより、被災地における復旧作業等を支援することを目的とする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙からの要請に基づき、業務に支障のない範囲で甲の施設の一部を乙が設置する臨時の観測施設の設置場所として使用することを許可する。

2 乙は、甲の許可を得て速やかに臨時の観測施設を設置し、観測を継続する。

3 甲は、観測環境の維持に配慮するものとする。

### （協力要請の手続き）

第3条 前条第1項の規定による乙の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙は甲に対し口頭により要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出する。

### （使用施設）

第4条 使用施設は、別紙のとおりとする。ただし、使用施設が使用できない場合には、甲及び乙が改めて協議し、利用可能な使用施設を決めるものとする。

### （使用期間）

第5条 第2条第1項の規定による設置場所の使用期間は、既存の観測施設が復旧するまでとし、乙は臨時の観測施設を速やかに撤去し原状に復するものとする。ただし、これを超えて使用する必要がある場合には、乙の申し出を受けて、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が当該施設を使用することに係る施設の使用料は、無料とする。

2 この覚書に基づく臨時の観測施設の設置、運用及び原状回復に係る費用は、乙が負担する。

### （事故等に係る責任）

第7条 甲は、使用期間内において使用施設内で発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用できるよう、平素から必要に応じた情報の交換を行う。

### （覚書の有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、当該覚書の締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれかからこの覚書の解除の申し出がない場合には、この覚書は有効期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時も同様とする。

### （疑義等の解決）

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

この覚書の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月30日

甲 東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 高松地方気象台  
台長 若山 晶彦

別 紙

甲が乙に占用として許可する場所（第4条関連）

優先順位	設置場所候補地	所在地
1	引田運動広場	東かがわ市引田922番地18
2	白鳥中央公園	東かがわ市帰来1101番地



## 【2-35 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びびまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、濁水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害等の状況

（2）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（3）応援を求める期間、場所

（4）その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

（費用の負担）

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事 浜田 恵造  
坂出市長 綾 宏  
さぬき市長 大山 茂樹  
土庄町長 三枝 邦彦  
宇多津町長 谷川 俊博  
多度津町長 丸尾 幸雄  
香川県広域水道企業団

高松市長 大西 秀人  
善通寺市長 平岡 政典  
東かがわ市長 藤井 秀城  
小豆島町長 塩田 幸雄  
綾川町長 藤井 賢  
まんのう町長 栗田 隆義  
企業長 浜田 恵造

丸亀市長 梶 正治  
観音寺市長 白川 晴司  
三豊市長 山下 昭史  
三木町長 筒井 敏行  
琴平町長 小野 正人

## 【2-36 GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書】

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と東かがわ市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

### 第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

### 第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

### 第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

### 第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

### 第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において東かがわ市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで東かがわ市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により東かがわ市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

### 第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

### 第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

### 第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

### 第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 5日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 池田 直太

乙 東かがわ市長 藤井 秀城

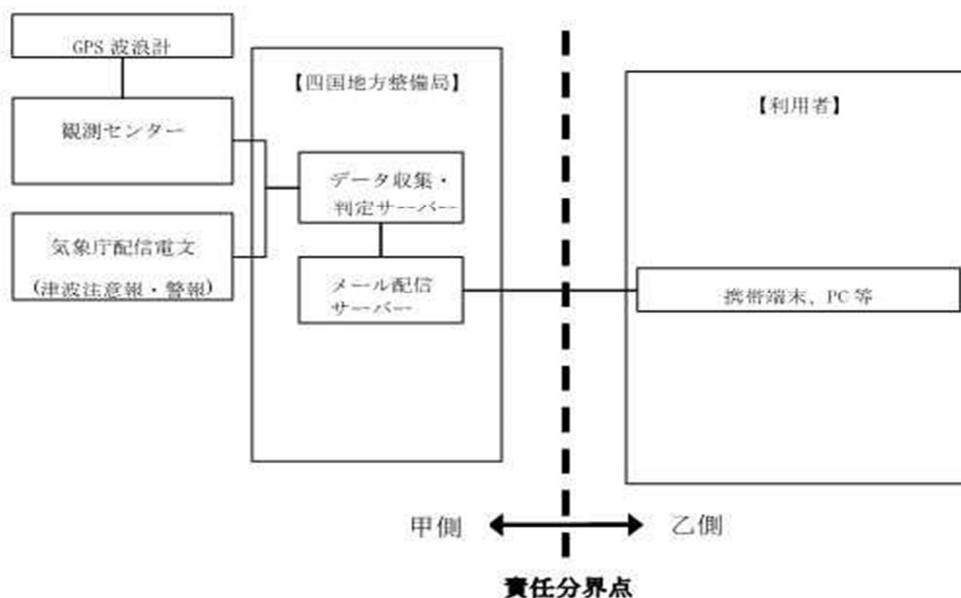
# 分掌系統表

平成30年9月5日

区分	分掌	所属	役職	連絡先	その他
四国地方整備局	統括責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	skr-88-6551@docomo.ne.jp TEL:090-5279-2449	
	連絡責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長補佐	skr-88-6352@docomo.ne.jp TEL:090-8976-1105	
	連絡担当者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課 広域防災係長  沿岸安全係長	skr-88-6561p@docomo.ne.jp TEL:090-8970-4838 skr-88-6566p@docomo.ne.jp TEL:090-5147-8955	
東かがわ市	連絡担当者	危機管理課	危機管理課課長	hk-kikikanri@city.higashikagawa.kagawa.jp TEL:0879-26-1235	
	配信先	危機管理課	危機管理課課長		
	配信先	危機管理課	危機管理課		

別図

GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図



## 【2-37 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書】

香川県内の消防（局）本部（以下「甲」という。）と香川県生コンクリート協同組合連合会（以下「乙」という。）との間で、大規模災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄区域において火災、風水害等により大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行く飲料水を除く生活用水及び消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給に係る要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、甲が指定する場所に出動し、甲の指示する用水の供給（以下「要請業務」という。）を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、乙は甲の要請を拒むことができる。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して要請業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて、甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、費用の負担者について、甲の関係者が特段の定めをした場合には、この限りでない。

2 前項の費用は、乙が要請業務を行う場所が属する甲の管轄区域において、その要請業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 要請業務において、第三者に損害が生じた場合は、甲と乙はその損害の補償について協議し、決定するものとする。

2 要請業務において、乙に損害が生じた場合は、原則として乙が加入する保険等で補償を行う。ただし、甲の責めに帰する事由により乙に損害が生じた場合においては、この限りではない。

（危険回避）

第6条 乙は、甲が指示する要請業務を行う過程において、その要請業務が危険と認める場合は、乙自身の判断でその危険を回避し、又は甲の要請を拒むことができる。

（訓練の実施）

第7条 要請業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（連絡方法等）

第8条 この協定による要請、報告等の連絡方法等は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を10通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月19日

甲 高松市消防局 局長 河西洋一 坂出市消防本部 消防長 洲崎真治  
丸亀市消防本部 消防長 新井正利 善通寺市消防本部 消防長 香川英幸  
三観広域行政組合 消防長 高木良久  
仲多度南部消防組合消防本部 消防長 宮下春夫  
多度津町消防本部 消防長 阿河弘次 小豆地区消防本部 消防長 須佐美高広  
大川広域消防本部 消防長 安富進  
乙 香川県生コンクリート協同組合連合会 代表理事 川田 修

大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書第4条第1項ただし書及び第5条に関する定め

さぬき市（以下「甲」という。）と東かがわ市（以下「乙」という。）は平成31年3月19日付け大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1項の規定に基づき、大川広域消防本部が行う協力要請について、次のとおり要請業務に要する費用の負担及び損害補償の負担を定める。

（費用の負担）

第1条 協定書第4条の要請業務に要する費用は、その要請業務を行った場所の属する行政区域に応じて、甲又は乙が負担する。

（損害の補償の負担）

第2条 協定書第5条の規定において損害の補償をする場合は、その要請業務を行った場所の属する行政区域に応じて、甲又は乙が行う。

この定めを証するため、本書2通作成し記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月19日

甲 さぬき市  
さぬき市長 大山 茂樹

乙 東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

## 【2-38 大規模災害時等における施設使用に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と香川県東かがわ警察署（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害の発生に伴い、現在の乙の庁舎が倒壊又は水没等により使用不能となった場合に、甲が管理する施設（以下「施設」という。）の一部を使用して、東かがわ警察署災害警備本部を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（使用申請）

第2条 乙は、施設を使用しようとするときは、口頭で行うものとする。

（使用承諾）

第3条 甲は、前条の規定により乙から口頭で使用の申し出を受けたときは、甲の許可決定により、施設を乙に使用させるものとする。

（使用施設）

第4条 甲が乙に使用を承諾する施設は、東かがわ市役所庁舎3階大会議室、とらまるてぶくろ体育館2階大会議室等、甲が管理する施設の一部を東かがわ警察署災害警備本部として使用できるものとする。

（使用期間）

第5条 使用期間は、原則として東かがわ市長が許可をした日から起算して3箇月以内とする。

2 前項の使用期間は、甲、乙両者の協議により、その期間を延長することができる。

（使用上の留意事項）

第6条 甲が乙に対し、施設使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用承諾施設の変更又は本協定書の解約等について決定するものとする。

（使用料及び費用負担）

第7条 施設の使用料及び光熱水費等の経費は、無償とする。ただし、乙は使用期間が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第8条 甲は、乙の施設使用に関して発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の一箇月前までに、甲又は乙から文書による協定の解除又は変更の申し出がないときは、同一の内容でさらに期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

令和2年10月13日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長 上村 一郎

乙 香川県東かがわ市三本松1723番地2  
東かがわ警察署長 川中 茂裕

## 【2-39 災害時における物資輸送等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と四国福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請その他、甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が指定する防災物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）甲が指定する防災物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）乙の車両への燃料の優先供給
- （3）り災状況に係る情報の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙は供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告書（別紙2）を提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿(別紙3)を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月12日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長

上村 一郎

乙 愛媛県松山市富久町420番地  
四国福山通運株式会社  
代表取締役

河野 秀臣

別紙1（第3条関係）

年 月 日

四国福山通運株式会社 殿

東かがわ市

長

要請書

災害時における物資輸送等に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
場 所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

別紙2（第5条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

四国福山通運株式会社

報告書

災害時における物資輸送等に関する協定に基づき、次のとおり支援協力を実施しましたので報告します。

記

実 施 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
場 所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

連絡責任者名簿

【東かがわ市】

1 連絡担当課

担 当 課	
電 話	
F A X	
夜間・休日連絡先	

【四国福山通運株式会社】

1 連絡責任者

職・氏名	
電 話	
携帯電話	
F A X	

2 担当者

	第1連絡先	第2連絡先
職・氏名		
電 話		
携帯電話		
F A X		